

室戸市過疎地域持続的発展計画

(令和3年度～令和7年度)

令和6年3月

高 知 県 室 戸 市

目 次

第1章 基本的な事項

1. 市の概況	1
(1) 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	1
(2) 過疎の状況	2
(3) 社会経済的発展の方向	2
2. 人口及び産業の推移と動向	3
(1) 人口の推移と動向	3
(2) 産業の推移と動向	4
3. 行財政の状況	4
(1) 行政の状況	4
(2) 財政の状況	4
(3) 施設整備水準の状況	5
4. 地域の持続的発展の基本方針	7
(1) 将来像及び基本目標	7
(2) 重点施策	8
5. 地域の持続的発展のための基本目標	9
6. 計画の達成状況の評価に関する事項	9
7. 計画期間	9
8. 公共施設等総合管理計画との整合	9

第2章 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

1. 現況と問題点	10
(1) 移住・定住の促進	10
(2) 地域間交流の促進・人材育成	10
2. その対策	10
(1) 移住・定住の促進	10
(2) 地域間交流の促進・人材育成	11
3. 事業計画（令和3年度～令和7年度）	11
4. 公共施設等総合管理計画等との整合	11

第3章 産業の振興

1. 現況と問題点	12
(1) 農 業	12
(2) 林 業	12
(3) 水産業	12
(4) 地場産業（海洋深層水）	12
(5) 企業誘致	13
(6) 起業の促進	13
(7) 商工業	13
(8) 観 光	13

(9) 港湾及び漁港	13
(10) 情報通信産業	14
2. その対策	14
(1) 農業	14
(2) 林業	15
(3) 水産業	15
(4) 地場産業（海洋深層水）	16
(5) 企業誘致	16
(6) 起業の促進	16
(7) 商工業	16
(8) 観光	17
(9) 港湾及び漁港	17
(10) 情報通信産業	18
3. 事業計画（令和3年度～令和7年度）	18
4. 産業振興促進事項	23
(1) 産業振興促進区域及び振興すべき業種	23
(2) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容	23
(3) 他の市町村との連携に関する事項	23
5. 公共施設等総合管理計画等との整合	24

第4章 地域における情報化

1. 現況と問題点	25
2. その対策	25
3. 事業計画（令和3年度～令和7年度）	25
4. 公共施設等総合管理計画等との整合	25

第5章 交通施設の整備、交通手段の確保

1. 現況と問題点	26
(1) 国道、県道及び市道等の整備等	26
(2) 農道、林道の整備	26
(3) 公共交通の維持・確保	26
2. その対策	26
(1) 国道、県道及び市道等の整備等	26
(2) 農道、林道の整備	27
(3) 公共交通の維持・確保	27
3. 事業計画（令和3年度～令和7年度）	27
4. 公共施設等総合管理計画等との整合	29
(1) 道路	30
(2) 橋梁	30

第6章 生活環境の整備

1. 現況と問題点	31
(1) 水道	31
(2) 生活排水処理	31

(3) 廃棄物処理	31
(4) 環境衛生	31
(5) 消防救急及び防災体制	31
(6) 公営住宅	32
(7) 都市景観	32
(8) 自然景観	32
2. その対策	32
(1) 水道	32
(2) 生活排水処理	33
(3) 廃棄物処理	33
(4) 環境衛生	33
(5) 消防救急及び防災体制	33
(6) 公営住宅	33
(7) 都市景観	34
(8) 自然景観	34
3. 事業計画（令和3年度～令和7年度）	34
4. 公共施設等総合管理計画等との整合	35

第7章 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

1. 現況と問題点	36
(1) 子育て環境の確保	36
(2) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	36
2. その対策	37
(1) 子育て環境の確保	37
(2) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	37
3. 事業計画（令和3年度～令和7年度）	39
4. 公共施設等総合管理計画等との整合	40

第8章 医療の確保

1. 現況と問題点	41
(1) 救急医療	41
(2) 地域医療	42
2. その対策	42
(1) 救急医療	42
(2) 地域医療	42
3. 事業計画（令和3年度～令和7年度）	42
4. 公共施設等総合管理計画等との整合	43

第9章 教育の振興

1. 現況と問題点	44
(1) 学校教育	44
(2) 社会教育	44
(3) 人権教育	44
2. その対策	45

(1) 学校教育	45
(2) 社会教育	45
(3) 人権教育	46
3. 事業計画（令和3年度～令和7年度）	46
4. 公共施設等総合管理計画等との整合	47

第10章 集落の整備

1. 現況と問題点	48
2. その対策	48
3. 事業計画（令和3年度～令和7年度）	49
4. 公共施設等総合管理計画等との整合	49

第11章 地域文化の振興等

1. 現況と問題点	50
2. その対策	50
3. 事業計画（令和3年度～令和7年度）	50
4. 公共施設等総合管理計画等との整合	50

第12章 再生利用エネルギーの利用の促進

1. 現況と問題点	51
2. その対策	51
3. 事業計画（令和3年度～令和7年度）	51
4. 公共施設等総合管理計画等との整合	51

添付 過疎地域持続的発展特別事業分【再掲】

第1章 基本的な事項

1. 市の概況

(1) 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

① 自然的条件

本市は、四国東南端のまちであり、県庁所在地の高知市から東へ7.8kmの距離に位置し、その形状は、東西18.6km、南北2.7kmのほぼ逆三角形であり、その海岸線は、東西53.3kmにも及んでいます。

総面積は、248.22km²、うち山林が約87%を占め、海岸沿いは特異な海岸段丘を形成しており、国道55号が走る海岸線沿いのわずかな平野部に、佐喜浜、室戸岬、室戸、吉良川及び羽根の5つのまちが形成され、中小河川沿いや海成段丘の中山間部には、数多くの集落が点在しています。

気候は、亜熱帯性気候の性格を帯びており、年間を通じて温暖な気候となっています。

また、本市は別名「台風銀座」ともいわれ、台風の通り道となっており、近年、直撃は少なくなったものの、台風の大型化も加わって毎年のように暴風雨の猛威にさらされています。

② 歴史的条件

昭和34年3月1日に旧5町村（佐喜浜町、室戸岬町、室戸町、吉良川町、羽根村）が合併して本市が誕生しました。

昭和39年には、室戸岬を中心とする雄大豪壮な奇岩乱礁の海岸美、亜熱帯植物の群生などにより、室戸阿南海岸国定公園として指定されました。

また、平成23年には、貴重な地質・地形や人々の営みが、ユネスコの支援で設立した「世界ジオパークネットワーク」によって、世界ジオパークに認定されています。

本市は、太平洋に突出した岬周辺の海域は水産生物の生息に適しており、魚の回遊も多く、古くから漁業が発展してきました。

室戸岬漁港、室津港はその中心であり、土佐古式捕鯨やマグロ漁発祥の地として全国にその名を馳せ、またサンゴ、カツオなどの沿岸漁業も盛んでありましたが、昭和50年代頃から、資源の枯渇、200海里問題、燃料費の高騰などにより、経営が困難となり、漁業が衰退してきています。

第1次産業を中心に、また県東部地域の観光拠点として発展してきましたが、昭和30年代後半からの高度経済成長に伴う就業構造の変化、さらには産業や生活環境整備の立ち遅れから、所得水準が高くて生活環境が整備され、かつ、就職・修学に便利な都市部への若年層を中心とした人口の流出が続いています。

③ 社会的、経済的條件

本市の東に接する東洋町までは阿佐海岸鉄道が、また、西隣の奈半利町までは土佐くろしお鉄道が運行していますが、本市には鉄道がなく、主要な交通機関としては路線バスやタクシーとなっています。

主要道路は、海岸沿いの一般国道55号と一般県道椎名室戸線が幹線となっています。

一般国道55号は、産業や生活、都市基盤の主要道路になっており、一般県道椎名室戸線は、室戸岬経由の一般国道55号を東西に結ぶ、県東部の生活基盤を支える重要な交通路線となっています。しかしながら、高知市から約2時間、高知空港から約1時間20分と、移動に長い時間を要しています。

関西圏からのアクセスについては、大阪なんば間との直通の高速バスが1日1便の運行を行っています。

平成30年度の市内総生産額は約396億円であり、産業別では第三次産業が242億円(61.1%)を占めており、次に第二次産業が105億円(26.5%)、第一次産業が45億円(11.4%)となっています。

(2) 過疎の状況

本市の人口(住民基本台帳)は、昭和34年3月の合併当時には33,109人を有していましたが、平成27年4月では14,723人と56年間で半数以下まで減少してきています。その要因としては、基幹産業である漁業の低迷、若年層の都市圏への流出、少子高齢化などにより減少を続け、昭和50年代には一時的に鈍化しましたが、昭和60年に死亡者が出生者を上回る人口の自然減の現象が初めて生じ、昭和63年以降もこの状況は続いています。

このような状況から、生産機能と都市機能は著しく低下し、地域に大きな影響を及ぼしています。

本市としては、平成9年に過疎地域として指定され、平成9年度から平成11年度までは「過疎地域活性化計画」を策定し、平成12年度から令和2年度までは「過疎地域自立促進計画」を策定し、24年間にわたり産業の振興、交通通信施設や生活環境施設の整備などの過疎対策事業を実施した結果、公共施設の整備などには一定の成果を挙げていますが、都市部との所得格差、雇用の場の確保、若者の移住定住対策や生活環境整備などの問題は解消されておらず、今後も過疎化が進んでいくものと考えます。

(3) 社会経済的発展の方向

本市の産業構造の中心は、第一次産業から第二次産業そして第三次産業へと移ってきていますが、立地特性から基幹産業となるのは農業、漁業、観光産業、海洋深層水産業であります。

そのことから、各産業の経営の安定化と生産性豊かな活力ある発展を図るためには、生産基盤整備、生活環境整備や生産体制などの強化が必要です。

昭和60年に科学技術庁のアクアマリン計画のモデル海域指定を受け、平成元年日本初の高知県海洋深層水研究所が設置され、海洋深層水の特性の把握や水産分野などでの基礎・応用研究が始まり、平成12年、さらなる研究と事業化を目指して、海洋深層水取水施設「室戸海洋深層水アクア・ファーム」が開設、平成18年には、海洋深層水を100%使用した温水プールなどを備えた「室戸海洋深層水体験交流センター」が整備され市民の健康づくりや交流人口の拡大を図っています。

本市にとって海洋深層水は、大変貴重な地域資源であり、関係機関と連携を強化し、有効活用を推進するとともに「海洋深層水産業」の拡大を目指すことが重要となります。

また、ジオパーク活動として、室戸の貴重な地質・地形とその上に広がる生態系や人の営みが評価され、「ユネスコ世界ジオパーク」に認定された「室戸ジオパーク」において、自然や文化の保全に加え、観光・教育・防災など幅広い分野で持続可能な活動を行っています。

過疎化の第一の要因として、市内には就労の場が少なく、ほとんどの新規学卒者が市外に出ていくなど、若者の流出が顕著なことから、就労の場を確保するために、産業の振興や企業誘致に努め、地域雇用開発のための施策を講じて、雇用の創造を推進し、地域経済の活性化を図ることが重要であります。

2. 人口及び産業の推移と動向

(1) 人口の推移と動向

昭和35年には、30,498人を有していた人口も年々減少の一途をたどり、平成27年の国勢調査では13,524人と16,974人(55.7%)もの減少となっています。

減少傾向は、昭和50年代には一時的に鈍化しましたが、昭和60年に死亡者が出生者を上回る人口の自然減の減少が初めて生じ、その後、社会減も加わり急速に人口が減り続けています。

人口の年齢構成は、若年層の市外流出や少子化などにより高齢化が進み、昭和35年に比べ、年少人口は9,097人(89.9%)、生産年齢人口は12,004人(65.4%)減少したのに対し、老年人口は4,118人(204.8%)増加しており、高齢化が進んでいることがわかります。

表1-1(1) 人口の推移(国勢調査)

区 分	昭和35年		昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	
総 数	人 30,498	人 26,660	% △2.9	人 23,308	% △7.9	人 17,490	% △10.2	人 13,524	% △11.1	
0～14歳	10,121	6,411	△5.9	4,228	△20.0	1,759	△27.1	1,024	△20.3	
15～64歳	18,366	17,335	△3.9	14,854	△9.5	9,969	△14.6	6,362	△21.2	
うち 15歳～ 29歳(a)	6,786	4,942	△15.8	3,022	△15.2	1,749	△23.5	952	△23.1	
65歳以上(b)	2,011	2,908	12.1	4,177	15.9	5,762	7.1	6,129	5.5	
(a)/総数 若年者比率	% 22.3	% 18.5	—	% 13.0	—	% 10.0	—	% 7.0	—	
(b)/総数 高齢者比率	% 6.6	% 10.9	—	% 17.9	—	% 32.9	—	% 45.3	—	

表1-1(2) 人口の見通し

	2015年 (平成27年)	2025年 (令和7年)	2035年 (令和17年)	2045年 (令和27年)	2060年 (令和42年)
総 人 口	人 13,524	人 11,273	人 9,729	人 8,840	人 8,555
0～14歳	1,024	888	1,013	1,355	1,474
15～64歳	6,364	5,162	4,763	4,782	4,937
65歳～	6,136	5,223	3,953	2,703	2,144

※第2期室戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略より

(2) 産業の推移と動向

産業別就業者数の推移は、人口減少に合わせてるように減少しています。

産業別にみると、平成27年度で第一次産業が20.0%、第二次産業が17.5%となっている一方で、第三次産業の就業者数も減少はしているものの、全体の62.5%を占めており、本市の産業構造は、第三次産業の比重が大きくなっています。

表1-1(3) 産業別人口の動向（国勢調査）

区 分	昭和35年			昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実 数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 12,204	人 10,779	% △9.6	人 9,474	% △4.3	人 7,071	% △11.4	人 5,541	% △7.7		
第一次産業 就業人口比率	% 58.8	% 35.6	—	% 25.2	—	% 20.0	—	% 20.0	—		
第二次産業 就業人口比率	% 12.0	% 19.8	—	% 22.5	—	% 20.0	—	% 17.5	—		
第三次産業 就業人口比率	% 29.2	% 44.6	—	% 52.3	—	% 59.8	—	% 62.5	—		

3. 行財政の状況

(1) 行政の状況

本市は、豊かな自然との共生を図りながら、漁業や農業などを中心に地域経済の発展に努めてきましたが、基幹産業の低迷や若者層を中心とした人口流出などを背景に、人口減少と少子高齢化が急速に進むなど、地域活力の衰退に伴い財政状況も大変厳しくなっています。

そのため、生産年齢人口の減少に伴う税収減や高齢化の進展等による社会保障費の増加など、本市を取り巻く社会経済状況はますます厳しさを増していくことが予想される中、複雑・多様化する市民ニーズに的確かつ迅速に対応し、質の高い行政サービスを提供するためには、これまで以上の効果的・効率的な行政経営が求められています。

その行政経営を将来にわたって持続させることができるよう、財源確保による財政基盤の強化を図り、市民協働の意識を念頭に置いて、コミュニケーションや合意形成を大切に、地域の特性を活かした個性的なまちづくりを推進するとともに、困難な課題に積極的に取り組んでいきます。

(2) 財政の状況

本市では、これまでに「室戸市集中改革プラン推進計画（平成19年度～平成22年度）」、「新・室戸市行財政改革プラン（平成23年度～平成25年度）」、「第2期 新・室戸市行財政改革プラン（平成26年度～平成28年度）」、「室戸市財政運営計画（平成29年度～令和元年度）」に基づき、給与の抑制や定員管理に基づく職員数の削減、事業の見直しなどにより経費の節減を図り、財政健全化に取り組んできましたが、基幹産業の衰退や人口の減少などにより、市税が大幅に減少するなど、財政状況は依然深刻な状況が続いています。

今後、地方交付税や地方税等の経常一般財源の増加が期待できない一方、高齢化による扶助費や医療費などの増加により、義務的経費の増加が予想されるため、さらなる財政状況の悪化が懸念されます。

加えて、今後30年以内に70%～80%の確率で発生すると予想されている南海トラフ地震に対

する防災対策や庁舎の耐震化等、また、近い将来公共施設等の老朽化に伴う更新経費や維持管理経費の増加が予想されています。

そのため、徹底した内部管理経費の削減、事務事業・公共事業の見直し、地方債の新規発行額の抑制等に取り組むとともに、地域における特徴ある資源を活かした、新たな財源確保に向けての施策を積極的に展開し、計画的かつ健全な行財政運営を目指す必要があります。

表1-2(1) 財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額 A	12,659,026	13,110,053	15,092,074
一般財源	6,483,179	6,198,187	6,064,455
国庫支出金	3,584,105	2,133,078	2,158,168
都道府県支出金	871,533	1,099,989	1,142,964
地方債	1,000,330	1,792,706	1,710,767
うち過疎対策事業債	188,500	951,300	870,700
その他	719,879	1,886,093	4,015,720
歳出総額 B	12,425,106	12,493,331	14,668,569
義務的経費	6,256,955	5,633,777	5,261,301
投資的経費	3,007,958	2,522,427	3,198,159
うち普通建設事業	2,994,436	2,270,959	2,841,119
その他	3,160,193	4,337,127	6,209,109
過疎対策事業債	1,960,083	1,686,211	1,331,370
歳入歳出差引額 C (A-B)	233,920	616,722	423,505
翌年度へ繰越すべき財源 D	34,186	94,353	278,844
実質収支 C-D	199,734	522,369	144,661
財政力指数	0.230	0.212	0.230
公債費負担比率	22.2%	18.7%	16.3%
実質公債費比率	19.5%	16.6%	10.4%
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	95.5%	92.4%	96.2%
将来負担比率	137.5%	—	13.3%
地方債現在高	11,877,732	11,146,506	13,448,239

(3) 施設整備水準の状況

公共施設は、産業の振興や生活の基盤として必要不可欠な社会資本であり、これまで効率的な整備を図ってきたところであります。

市民の生活を支える市道は、令和元年度末で541路線、改良率45.2%、舗装率84.9%となっています。また、総延長は213,530mとなっており、市民の利便性向上のため、実情や緊急性、危険性等に配慮しながら計画的な整備を行っていく必要があります。

水道については、普及率は令和元年度末93.5%で、簡易水道9施設、上水道1施設であり、今後も衛生的で安定した水の供給を確保するとともに、老朽化した施設の改善を図り、有収率の向上

に努める必要があります。

また、下水処理施設はないため合併処理浄化槽等の設置を推進しており、合併処理浄化槽人口普及率は39.6%と平成22年度末より13.0%増加しております。

このように、現在の主要公共施設の整備水準は、まだ十分とはいえない状況であり、厳しい財政運営の中で創意と工夫を凝らすとともに、国や県の諸制度を効率的に活用した計画的な整備が必要です。

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和元 年度末
市道 (m)	—	—	—	—	213,530
改良率 (%)	1.1	39.3	42.5	43.1	45.2
舗装率 (%)	45.1	85.1	83.4	84.8	84.9
農道					
延長 (m)	—	—	—	85,625	79,745
耕地1ha当たり農道延長(m)	47.8	53.7	58.9	—	—
林道					
延長 (m)	—	—	—	90,417	92,271
林野1ha当たり農道延長(m)	10.1	7.6	7.6	—	—
水道普及率 (%)	94.0	95.1	95.2	92.0	93.5
水洗化率 (%)	—	—	31.1	26.6	39.6
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	8.7	15.1	17.9	20.25	19.1

4. 地域の持続的発展の基本方針

(1) 将来像及び基本目標

本市では、過疎地域の指定を受けて以来、基幹産業である農業や漁業などの第一次産業の振興や交通通信基盤の整備、生活環境の向上など、積極的に過疎対策を講じてきましたが、市民生活や産業・経済活動を支えるさまざまな都市基盤は依然として立ち遅れており、人口減少や少子高齢化が進み、地域活力の低下が続いています。

今回策定する「室戸市過疎地域持続的発展計画」では、「室戸市総合振興計画（令和3年3月策定）」や「室戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年3月策定）」など、市の各種計画との整合性を図りながら、①移住・定住・地域間交流の促進、人材育成、②産業の振興、③地域における情報化、④交通施設の整備、交通手段の確保、⑤生活環境の整備、⑥子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、⑦医療の確保、⑧教育の振興、⑨集落の整備、⑩地域文化の振興、⑪再生可能エネルギーの利用の促進、の11項目を柱とし過疎対策を進めていきます。

こうしたそれぞれの施策を進めるにあたり、本市は、豊かな自然や歴史、伝統的な街並み、郷土芸能などのかおり高い文化を有しており、これらを守りながらも地域振興に活用し、地域のさまざまな課題に対して、地域住民が主体となって活躍することで市民一人ひとりの活躍が自慢できるわがまち室戸をつくり、次世代を育成し、未来に繋いでいくことを目指し、室戸市総合振興計画（令和3年3月策定）で掲げる「みんなが生き生きと活躍し、健康と幸せと豊かさを実感できるまち」という本市の将来像の実現のため、以下の7つの基本目標のもと、その方向性の具現化に向けた関連施策を推進し本市の持続的発展を図ります。

① 明るく働く活力のあるまちづくり（農林水産・商工・観光・雇用・企業誘致・移住）

農業の振興、林業の振興、水産業の振興、商工業の振興、観光の振興と移住・交流の推進、海洋深層水の有効活用、企業誘致の推進と雇用の確保、流通・販売の強化

② 誰もが健康で生きがいを持てるまちづくり（保健・医療・福祉・子育て）

健康づくり、医療の充実、子育て支援の充実、高齢者福祉・介護保険の充実、障がい者福祉の充実、社会福祉の充実、ひとり親家庭等福祉の充実

③ 心身ともに健やかに学び育つまちづくり（保育・教育・文化・スポーツ）

保育・学校教育の充実、生涯学習の充実、生涯スポーツの充実、伝統文化の活用・継承、青少年の健全育成

④ 安全に安心して暮らせるまちづくり（防災・交通・情報通信）

防災対策の充実、道路の整備促進、情報化社会の構築、公共交通の利用促進

⑤ 人権が尊重される地域社会づくり（人権）

人権啓発の推進、人権教育の推進、男女共同参画社会の推進

⑥ 暮らし良い生活環境づくり（生活環境）

生活環境の改善、循環型社会の形成、水道施設の整備促進、再生可能エネルギーの利用促進

⑦ 健全な行財政基盤づくり（行財政）

市政運営の改革、行政運営の改革、健全な財政運営の推進、組織の改革・人材の育成

(2) 重点施策

将来像の実現と室戸市総合振興計画及び室戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略の着実な推進を図るため、次の4つの重点施策を定め、市民と行政が共に力を合わせ、まちづくりを進めていきます。

① 産業振興により「働ける室戸」をつくる

本市の強みである豊かな地場産業や、室戸ユネスコ世界ジオパーク、室戸海洋深層水等の地域資源を活かした産業の振興を図るとともに、第一産業の担い手の確保・育成の強化、市内企業の事業継承や販路拡大支援、企業誘致等を推進し、次世代を担う若者等が安心して「働ける室戸」をつくる。

② ジオパーク等地域資源を活かし、国内外から新しい人の流れをつくる

室戸ユネスコ世界ジオパーク等の地域資源を活かした体験型観光等の推進や観光関連施設整備の充実に取り組むとともに、首都圏等に在住する室戸市に関わりのある人やふるさと納税寄附者等から応援してもらえる仕組みづくりの構築、移住者の受入環境の整備等に取り組むことで、新しい人の流れをつくり、交流人口の拡大、関係人口の創出・拡大及び移住の促進を図る。

③ 結婚・出産・子育て・教育を応援し、次世代を育てる

人口減少が進む中で長期的な安定性の確保を図るため、若者等の出会い・結婚・子育てなどのライフステージの格段に応じた少子化対策を切れ目なく推進し、若年女性の市外流出の抑制と出生率の上昇を目指すとともに、安心して子育てができる環境づくりを促進する。

さらに、情報通信技術等を活用した教育環境への支援や地域と連携した郷土愛をはぐくむ教育の推進などにより、子どもたちの学力向上と心豊かな成長を促す教育環境の充実を図り、室戸の次世代を育てる。

④ 安心して暮らすことのできる、人にやさしいまちづくりの推進

高齢者や障がい者を含むすべての市民が安心して生涯暮らせるまちづくりを目指して、加速化する高齢化社会に対応した生活環境づくりや地域住民の健康と生命を守るためのイノベーション（改革）の創出、医療福祉の充実を推進し、市外への人口流出の抑制を図る。

また、各地域で地域コミュニティを形成し、だれもが互いに助け合う活動や集落活動センター事業などを通して誰もが参加できる地域活動の充実を図ることによって、人にやさしいまちづくりを推進する。

5. 地域の持続的発展のための基本目標

地域の持続的発展の基本方針に基づき、本計画期間内に達成すべき計画全般に関わる基本目標として、「人口に関する目標」を下記のとおり設定します。

表2 人口に関する目標値

	基準値	目標値				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
過疎地域の人口 (市内全域)	12,311人	12,096人	11,885人	11,677人	11,473人	11,273人
合計特殊出生率	1.58%	1.60%	1.62%	1.64%	1.67%	1.69%

※外国人人口含む

6. 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画における施策・事業の効果検証は、PDCAサイクルによる効果的な見直し、改善を実施していきます。

検証については、本計画が「室戸市総合振興計画」及び「室戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略」と密接に関係していることから、室戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略における外部有識者等を含む検証機関により、毎年度検証を行います。

7. 計画期間

本計画の計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5箇年とする。

8. 公共施設等総合管理計画との整合

本市では、これまでに市民サービスの一環として多くの公共施設を整備してきました。一方で、基幹産業の一つである漁業の低迷や若年層を中心とした人口の流出などを背景に、人口の減少と少子高齢化が進む中、社会保障費の増大やこれまでに整備してきた公共施設等に係る建替えや改修などの更新費用が増加するなど、財政的にも極めて難しい状況にあり、これまでに整備してきた多くの公共施設やインフラ資産を安心・安全に維持していくことが、今後の重要な課題の一つとなっています。

このような状況を踏まえ、本市の公共施設等の現状や将来にわたる課題等を把握・整理するとともに、長期的な視点を持って公共施設等の適正配置と有効活用及び財政負担の軽減・平準化について立案し、持続可能な地域づくりを市民とともに実現するための基本的な方向性を示す「室戸市公共施設等総合管理計画」を平成28年3月に策定しました。また、これを受けて中長期的な施設整備の考え方を示す「室戸市公共施設個別施設計画」を令和3年3月に策定したところです。今後はこれらの計画に基づき、施設の利用状況や必要性等あらゆる視点から検討を重ねるとともに、地域住民と協議しながら公共施設のあり方と維持保全の方向性をさらに検討することとしています。

本計画においては、室戸市公共施設等総合管理計画との整合を図りながら、関連する公共施設等の計画的な管理を推進するとともに、過疎地域対策事業を適切に実施します。

第2章 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

1. 現況と問題点

(1) 移住・定住の促進

本市は、人口減少や少子高齢化が加速しており、ピーク時には30,000人を超えていた人口は、令和2年の国勢調査では、半数以下の11,744人にまで減少しており、特に生産年齢人口の減少による地域の活力低下が懸念されている状況の中、移住・定住の施策を確実かつ強力に実施し、観光客から交流人口へ、交流人口から関係人口へ、関係人口から定住人口（移住）へ繋げていく必要があります。

本市では、移住促進住宅が1棟6戸あり、令和3年度からは山村留学支援住宅を用途変更し、1棟1戸が追加となっています。令和2年度には、市内に3戸ある移住体験住宅を、ワーキングスペースを確保するなどアフターコロナ・ウィズコロナに対応した住宅として改修整備を行いました。また、移住体験ツアーの実施や、各種団体と連携した受入態勢の整備・拡充への取組みを進めています。

しかしながら、移住後の住居について、市内に空き家はあるものの、空き家内に荷物が残されていたり、または大規模改修が必要であるなど、移住希望者に対しすぐに提供できる家屋が少ないことや、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、移住に関するフェアや相談会、移住体験ツアーなどが対面開催できず、オンライン開催へと置き換わりつつあるものの、そのシステム構築が進んでいないことなどが課題となっています。

移住・定住を推進するためには、移住者のニーズに合った住宅環境の整備を進めるとともに、安心して子どもを産み育てることができるよう「子育て支援の拡充」や「産業振興による安定した雇用の創出と所得の向上」、「地域住民の理解・意識を高める取組み」など、若者が住みたくなる、また、住み続けられる魅力的なまちづくりが重要なポイントとなっています。

(2) 地域間交流の促進・人材育成

地域間交流は、国際交流においては、平成3年3月にオーストラリア・ポートリンカーン市と友好都市を提携して以来、国際理解を深めるため、室戸市友好交流協会主導で、中・高校生や一般市民の海外受入・派遣事業といった相互訪問などを行っており、また、室戸ジオパーク推進協議会が、姉妹ジオパーク協定を結んでいるマレーシア・ランカウイ島との連携も深めるなど、国際性豊かな人材育成に取り組んでおり、今後、交流事業のより一層の充実を図る必要があります。

国内では、「関東室戸会・関西室戸会」や、首都圏・関西圏の「室戸応援隊」との交流、ふるさと納税制度を活用し、本市に関心を持っている寄付者に対して地域と継続的な繋がりをもつ機会を提供するなど、アフターコロナや大阪万博を見据えた地方への新しい人の流れを呼び込むための施策の強化が必要です。

地域間交流は、まちづくりにおける様々な分野に大きく効果が期待できるとともに、広い視野を持つ人づくりを進めるためにも重要な取組みであり、本市の発展に必要な将来の礎となる各分野のリーダーとなる人材の育成が必要です。今後も地方創生の基盤をなす人材に焦点を当て、掘り起こしや育成・活躍を支援するとともに、市民のまちづくり参加意識を向上させ、市民とともにまちをつくり、育て、支えていくまちをつくる必要があります。

2. その対策

(1) 移住・定住の促進

近年、ICTを活用し、時間や場所を有効に活用しながら柔軟に働くことのできるテレワーカーが増えてきたことから、自然に囲まれた地方での暮らしを希望する都市圏在住者などに対し、次の対策を実施

し、これまで以上に、UIJ ターンなどの移住・定住を推進します。

- ・総合的な情報戦略として、ホームページ、SNS、テレビ・新聞・雑誌等による情報発信
- ・移住体験ツアー等を通じて移住に繋がる活動を展開
- ・既移住者と市が協力し観光イベントへの出展や、移住者同士が交流する場の提供
- ・空き家改修等の受入れ環境の整備
- ・移住相談窓口の充実
- ・受入居宅の充実
- ・移住後のサポート体制の強化

地方創生の動きの中、ほとんどの自治体において移住促進施策を行っているため、本市の情報発信や体験型ツアー等新しい取組みを進めるとともに、移住促進相談員を中心とした移住サポーターの増員等、地域住民との連携の強化を行います。

また、近年増加が著しい本市の空き家問題を空き家の活用へと転換し、移住者の受け入れ態勢の充実を確立していきます。

(2) 地域間交流の促進・人材育成

国際交流、都市や周辺市町村との交流・連携など、多面的な連携・交流の動きに対応しながら、地域間・世代間の交流を活発化し、市民が一緒になって楽しく活力あるまちづくりを推進する。また、活発な交流と連携を通じて、市外の人々が本市を訪れ、楽しく過ごせるよう交流の輪を広げるとともに、次の対策を実施し、魅力的で元気ある楽しい地域づくりを推進します。

- ・友好交流都市との「中・高校生の海外受入」や「派遣等の国際交流事業」
- ・「関東・関西室戸会」や、首都圏・関西圏の「室戸応援隊」との交流
- ・ふるさと納税制度を活用した関係人口の創出・拡大
- ・地域おこし協力隊の雇用拡大
- ・若者の出会いの場の創出や交流事業の企画・運営

地域社会の担い手となる人材育成のため、地域おこし協力隊をはじめとした外部人材を積極的に活用することで、地域力の向上を図るとともに、新たな地域の担い手の確保・育成を推進します。

3. 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1) 移住・定住	移住・定住促進事業 ホームページ・SNS等による情報発信や移住相談会等への参加、移住体験ツアーの実施、空き家改修・空き家活用等受け入れ環境整備ほか、移住促進につながる事業	室戸市	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 地域間交流	地域間交流事業 友好都市及び首都圏・関西圏等との交流事業、ふるさと納税や地域おこし協力隊等を活用した関係人口の創出・拡大の他、若者の出会いの場の創出などの交流事業	室戸市及び室戸市友好交流協会	

4. 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、室戸市公共施設等総合管理計画の基本方針に沿って、適切かつ効率的に整備・維持管理を行います。

第3章 産業の振興

1. 現況と問題点

(1) 農業

本市の農業形態は、室戸岬を境に東部は水稲と露地野菜、西部の海岸地帯では施設野菜、海成段丘地帯では露地・施設野菜と果樹や花卉、山間地帯では水稲を中心としています。農村集落は中間または山間農業地域に区分され、耕地面積が室戸市全体の2.7%しか有していないことから、農家1戸当たりの平均耕作面積も令和2年では86aと農地条件には恵まれておらず、販売農家のうち年間販売額500万円未満の農家が7割となっております。農業就業人口のうち65歳以上の占める割合が60%以上となっており、地域農業を担う担い手の高齢化、農村集落の活力低下が懸念される中、農業の振興と集落の活性化をどう図るかが課題であります。

本市において、特色のある農業を基幹産業として、生産性の高い農業に取り組むことができるように基盤整備、スマート農業の導入など農業経営の近代化及び効率化を図るとともに、産地間競争に打ち勝つ農産物の生産、6次産業化の推進など、地産地消・地産外商の強化を行う必要があります。

(2) 林業

本市の総面積の内、平成27年の森林面積は21,356haで総面積の86%を占め、森林面積のうち民有林は20,567a(96%)、人工林は10,006ha、人工林率は49%であり、人工林のうち間伐や保育などの手入れを必要とする35年生以下の面積は、森林面積の8%を占めています。また、平成27年の保有山林の林家戸数は7戸であります。

広大な森林を有しながら路網などの整備は十分とはいえ、間伐をはじめ到来に差し掛かっている主伐期に対応できるよう早急な対策が迫られている一方、木材生産活動は林業分野での人手不足や木材価格の低迷などにより停滞しており、新たな担い手の確保、育成、適正な保育間伐による森林整備が喫緊の課題となっております。

また、特用林産物である土佐備長炭は県内有数の産地として生産量では県内1位にありますが、原木となるウバメガシといったカシ類の供給が不足しており、市内における資源量の把握や、新たな人材としての経営体の確保・育成を行っていく必要があります。

森林は林産物を供給するだけでなく、国土の保全や水資源のかん養などの公益的機能を有しており、適正な森林の管理や自然と調和した林業の振興が重要であります。

(3) 水産業

本市の水産業は、遠洋漁業・沿岸漁業・沖合マグロ漁業及び一本釣り、定置網漁業を中心に、年間水揚げ高55億円(平成30年度)を越す重要な基幹産業であります。近年輸入水産物の増大に加え新型コロナウイルス感染拡大による魚価低迷などで、厳しい漁業経営が強いられています。

特に、遠洋漁業はマグロの漁獲規制、輸入規制等厳しい社会情勢が続いており、沿岸漁業も、都会での安定した生活を求める若者が漁村から流出し、高齢化と漁業後継者の減少が深刻化しています。そのため、高齢者や若者が定着できる漁村づくりを推進し、不安定な生産を解消するために、「獲る漁業」の推進に加え「つくり育てる漁業」の取組みが必要であります。

(4) 地場産業(海洋深層水)

本市の貴重な地域資源である海洋深層水は、平成12年4月国内初の給水ターミナル「室戸海洋深層水アクア・ファーム」開設以来、水産・医療・食品などの幅広い分野で有効活用され、令和元年度

の売上は県内で約110億円、そのうち本市内は約64億円であり主要な地場産業となっています。

しかし、当初の海洋深層水ブームも落ち着き、近年は供給量、利用企業数、売上高ともに横ばい状況であるため、海洋深層水のさらなる科学的解明を進め、「室戸海洋深層水」の認知度及びブランド力を高めることが必要であります。

また、海洋深層水の安定した供給を将来的に継続させるために施設の整備も必要であります。

(5) 企業誘致

本市では、製造業や海洋深層水関連企業等の企業立地がありますが、交通アクセスが不便なことや工業団地の未整備等により、企業誘致が極めて厳しい状況にあります。

このため、現在立地の企業の状況などを適時把握するとともに、関係機関との連携を強化し、新たな企業誘致の推進を図ることが大きな課題となっております。

(6) 起業の促進

国内での開業率の低迷など起業を取り巻く環境の厳しい中、本市においては、商工会と連携し創業・起業相談を行っているが、市外起業家による創業に繋がっていないことから、起業や支援制度に関する情報を発信するとともに、新規事業者等への支援制度の充実が必要となっております。

(7) 商工業

本市の商業形態は、零細・中小の事業所が過半数以上を占めており、消費者ニーズの多様化や個性化への対応が十分に図られず、購買行動の広域化などもあいまって、市外の大型店や専門店での消費が中心となり、市内での消費は減少を続けています。

また、商店街においては、事業主の高齢化や後継者不足などにより空き店舗の増加が目立ち、にぎわいがなくなってきました。

ふるさと納税事業について、令和2年度の本市への寄附額は約1,546百万円であり、地元産の海産物や農産物及びその加工品等の地産外商の取組みは、一定の成果が出ている状況です。

しかしながら、市内全体の経済活動は新型コロナウイルス感染症の影響も大きく、活性化しているとは言えず、さらなる取組みの強化が必要な状況にあります。

(8) 観光

本市の貴重な地質や生態系、人の暮らしなどが評価され、「室戸ジオパーク」は「ユネスコ世界ジオパーク」の認定を受けました。その効果もあり、平成23年に48万7千人であった観光入込客は平成28年の75万5千人をピークに、その後整備された「むろと廃校水族館」の人気もあり、高い数値で推移していました。

しかし、周遊観光の促進による滞在時間の長期化への課題に加え、新型コロナウイルスの影響により「観光」の在り方変革が求められる中、体験メニューなど観光資源の掘起し・磨き上げ、周遊促進に努めるとともに、持続可能な観光地域づくりへの取組みが求められています。

(9) 港湾及び漁港

本市は、室津港と佐喜浜港の2つの地方港湾を有しており、地域の産業・経済発展の基盤として重要な役割を担っています。

明石海峡大橋の開通以来、関西圏域との交流が活発化しているため、水産業や海洋開発の拠点としてだけでなく、東部地域における海洋性の観光レクリエーション拠点として、休憩所などの施設や体

験学習施設の整備を推進し、また、災害発生時の避難場所として、防災拠点に位置づけを行うなど、多面的な活用を図る必要があります。

また、漁港では施設の老朽化により、施設の機能や安全性の低下が懸念されています。そのため既存施設を有効に活用し長寿命化を図る必要があります。

(10) 情報通信産業

大規模な自然災害や感染症への安心・安全に対する意識の高まりや情報通信技術の急速な発展による働き方・ライフスタイルの多様化など、社会情勢の変化に伴い地方移住への関心が高まっています。こうした社会情勢の変化を踏まえ、空き家や宿泊施設等を活用したテレワークやワーケーションの推進、サテライトオフィスなどの施設整備、企業誘致を行うことにより、雇用の確保、移住・定住促進、地域の活性化を支援するため、地域の情報通信基盤の強化が求められています。

2. その対策

(1) 農業

地域の実態に合った生産基盤の整備や生産・流通・販売体制の強化を図るとともに、地域の特性を生かした生産振興や産地間競争に勝つ抜くための産地づくりを進めます。また、生産消費活動を持続可能なものにするため、地産地消の推進や環境への負荷をかけない生産方式を目指し、農村が持つ多面的機能が維持できる取組みを進めていきます。

① 生産基盤の整備

近代的農業基盤の確立を目指すため、ほ場整備による優良農地の確保や農道及びかんがい排水施設やため池などの整備を進め、農地の高度利用を図るとともに、過疎地域での農業を維持していくため、水田農業の高収益化や6次産業化を推進し、地産地消・地産外商活動による販売力の強化を図ります。

② 担い手の確保・育成

地域の高齢化・過疎化の著しい進行により、地域農業の中核である担い手が減少していることから、産地提案書に基づく就農希望者を確保し、将来の担い手へと育成していきます。また、規模拡大及び経営の効率化を図る担い手に対しては、農地中間管理事業を活用した農地の集積や制度資金や補助金を活用した農業用機械・施設の導入への支援を通じて、担い手の育成を行っていきます。

個人以外の担い手である集落営農組織の組織化・法人化へ支援を進めるとともに、企業の農業分野への進出に対する支援、福祉分野と農業分野での連携の強化を行ってまいります。

③ 産地のまとまりの強化

野菜、果樹など園芸作物類は、産地の維持拡大と集団産地の形成を図るとともに、環境制御技術等の導入支援やスマート農業への取組みを積極的に行い、収量の増加を目指します。

畜産は、耕作放棄地を利用した放牧や飼料用作物の栽培などを推進し、優良な肉用牛・豚の生産を図り、補助事業を活用した増産に対する支援を行うとともに、飼養衛生管理の徹底や早期発見の監視強化など、防疫体制の強化を関係機関とともに行っていきます。

④ 流通・販売の強化

農産物の海外輸出に向けGAP（農業生産工程管理）の取組みを進めるとともに、GI（地理的表

示)の取得の推奨など、知的財産としての保護についても取り組んでいきます。また、集出荷場の能力向上を図るための機器・設備の導入に対し支援をしていきます。

⑤ 鳥獣被害対策

有害鳥獣に対する捕獲・駆除を関係機関と連携の上進めるとともに、ICT等を活用したスマート捕獲の取組みへの支援、被害防除対策としての防護柵の設置を進めていきます。

(2) 林業

健全で生産性豊かな活力ある林業の発展のため、地域の実態に合った生産基盤の整備、生産体制の強化を図るとともに、スマート林業、林業イノベーションの推進により森林資源を活かしたまちづくりを目指します。また高知県内でも主要な産地である土佐備長炭については、生産・出荷・販売体制の強化事業を推進します。

① 生産基盤の整備

林業の生産活動を活性化するため、林道や作業道の拡充を図り、生産基盤の整備を推進するとともに間伐などの森林整備、企業及び地域が連携して行う森林保全活動などの森林環境づくりを進めていきます。

② 新たな人材の育成と特用林産の振興

森林の集約化を図り経営の効率化を行う森林経営管理制度が創設されたことに伴い、より効果的に集約を図っていくため、森林資源の解析及び室戸市森林整備ビジョンの策定をしていきます。また間伐材の交付付加価値を目指すとともに、土佐備長炭・シキミ・サカキなどの特用林産物の生産・販売の強化を図り、高齢化による従事者の減少を食い止めるため、後継者としての新たな人材の確保・育成を行っていきます。

(3) 水産業

水産業の健全な発展と若者が定着できる活力と魅力ある漁村づくりを進めるために、遠洋・沖合・沿岸漁業の振興と併せて、資源管理型漁業の積極的な推進を図るとともに、新しい流通、加工体制の推進により、魅力ある漁村社会の形成に取り組みます。

① 遠洋・沖合・沿岸漁業の振興

沿岸海域においては、漁港施設の整備、近代化施設の整備をすることで、就業環境などの改善を図り、高齢者に優しく若者に活力ある漁業を作ります。

遠洋・沖合漁業については、操業の効率化を図るとともに、200海里規制などの厳しい環境を克服するため、国際的な資源管理と同時に、便宜置籍船、輸入マグロ問題など遠洋漁業に対する国際的な理解を得るため、関係業界団体と一体となって、国にマグロ漁業などの振興対策の要請を行います。

② 資源管理型漁業とつくり育てる漁業の推進

藻場造成や稚魚の放流など磯根礁を含めた漁場整備と漁業調整により、永続的な資源の利用を目指します。

平成16年度から、海洋深層水を利用したスジアオノリの養殖を計画し、平成26年度まで高知県

漁業協同組合高岡支所、平成27年度より民間企業が指定管理によりスジアオノリの栽培を行っております。

今後も「獲る漁業」の推進に加えて「つくり育てる漁業」の取組みも推進します。

③ 新しい流通加工体制の推進

地域で水揚げした水産物の加工を行い流通、販売まで行う6次産業の推進や低価格な定置網漁獲物の販売戦略の取組みを推進し、認知度向上に取り組み水産物の付加価値を向上させます。

また、平成21年度には定置網で獲れた低価格のサバを加工し「しめサバ」として製造販売する民間の事業所が設立したことに伴い、今後は他の魚の加工も視野に入れ、新たな加工施設の整備の推進など、消費者ニーズに対応した1.5次商品を生産し、効果的なPR活動をおこない需要の拡大を図ります。

④ 魅力ある漁村社会の形成

漁港を漁業生産の基盤としての機能だけでなく、体験型観光、海洋性レクリエーションのニーズに対応する施設整備を行い、UJI ターンなどによる新規就労者への支援を図ります。

(4) 地場産業（海洋深層水）

高知県商工労働部工業振興課海洋深層水推進室や、海洋深層水の利活用企業等で構成されている高知海洋深層水企業クラブとさらなる協働を図り、認知度アップ及び販路開拓を進めます。

海洋深層水は様々な機関で研究が行われていますが、大学等との連携をさらに強化し、科学的な機能性の立証を進めることで、「室戸海洋深層水」のブランド力を高め、新たな産業の創出を図ります。

海洋深層水の供給施設については、日頃の保守点検等により、将来的に整備を必要とする設備の整理を行い、メンテナンス計画を立てるなど安定供給を図ります。

(5) 企業誘致

企業向け用地の確保や道路の拡張・改良や情報通信環境等、企業立地の条件となる基盤を整備するとともに、県の助成制度、市独自の企業誘致推進条例、企業立地促進事業費補助金交付要綱やコールセンター等誘致促進条例による奨励金の交付などの優遇制度を活用して、企業誘致を推進します。

また、誘致してきた企業への定期的訪問を引き続き行い、フォローアップを図り、関連企業などの誘致にもつながるように努めます。

(6) 起業の促進

室戸市商工会や金融機関等と連携し、創業・起業に興味を持つ又は行おうとする個人等に対し、地域資源、空き店舗情報、シェアオフィスの設置など活動の場の提供や情報・ノウハウの提供などを行うとともに、金融機関と協調した創業支援制度を実施するなどベンチャー企業等の資金調達支援を進めることにより、活発な創業・起業を促します。

(7) 商工業

商工会や経営者との連携をさらに強化し、事業者自らの経営努力に加え、経営改善の合理化、設備の近代化などの支援を進めるとともに、将来の事業所・商店街を担う人材の育成や時代の変化に対応できる事業所・商店街づくりを図ります。

また、「室戸市プレミアム付き商品券発行事業」を継続して取り組み、購買意欲を促すことによる

事業者の販売意欲の向上や新商品開発のきっかけ、空き店舗を活用した創業などのきっかけとするなど地域経済の活性化につなげます。

ふるさと納税事業について、寄附者の方々に応援したいと思っただけのように室戸の魅力を発信することや返礼品の開発等により寄附額の増加に取り組むとともに、返礼品提供事業者の事業拡大や商品開発等の効果的な支援及び事業者同士のつながりの構築等により、更なる地産外商の推進や雇用の創出及び市内の経済全体の活性化を図ります。

(8) 観 光

① 受入体制の強化

環境・地域社会・地域経済に負担を掛けない、持続可能な観光地域づくりへの取り組みを進めるため、推進体制の構築・強化を推進します。

② 体験型観光の推進

修学旅行誘致への取り組みとして、民泊受け入れ家庭の拡大を図るとともに、自然体験・環境学習・農林漁業体験などの体験プログラムの掘起し・磨き上げ、体験施設の整備や受け入れ態勢の構築・強化を図ります。

③ 観光施設の整備・磨き上げ

「むろと廃校水族館」や「室戸ドルフィンセンター」「室戸世界ジオパークセンター」等の観光拠点施設の整備・磨き上げを行い、交流人口の拡大と周遊観光の促進を図ります。

④ ジオツーリズムの推進

「ユネスコ世界ジオパーク」の認定を受けた「室戸ジオパーク」での貴重な地質や景観、文化や生態系などを体験する「ジオツーリズム」への取り組みとして、ガイドの養成や体験メニューの造成等を推進します。

⑤ 広域連携

観光客のニーズに合わせた広域的な取り組みとして、高知県東部観光協議会や安芸市・阿南市とのAMA地域連携協定、恋人の聖地広域市町村連携など、圏域内での滞在時間の長期化や広域でのプロモーション活動に取り組みます。

⑥ 情報発信

テレビや雑誌、SNS等さまざまな媒体を活用した情報発信を行うとともに、案内看板やパンフレット、説明板の整備・改修及びインバウンド対策として多言語化を推進します。

(9) 港湾及び漁港

室津港については、四国沖の航路における避難港として整備するとともに、作業ヤードにつながる幹線道路、後背地への水産加工・流通施設などの整備を推進します。

また、作業ヤードを防災拠点として位置づけ、災害時に備えるとともに、市主催のイベント会場や地域住民の避難訓練の場所としての利用、南海トラフ地震や台風による災害発生時の救援物資の陸揚げ等の防災拠点としての活用を推進します。

佐喜浜港についても、湾内の静穏性を確保するための整備を行うとともに、ホエール・ウォッチン

グの母港化など、地域の活性化を推進します。

また、漁港では、漁港機能の適切な保全を図るため、機能保全計画に沿った整備事業を進めていきます。

(10) 情報通信産業

情報通信基盤の更なる強化を行い、空き家や宿泊施設等を活用したテレワークやワーケーションの促進、サテライトオフィスなどの施設整備、企業誘致を行うことで、女性や高齢者、障害者など多様な人材の確保や地域雇用の拡大に加え、関係人口の拡大、移住・定住促進を図ります。

3. 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	1) 基盤整備 農 業	地域ため池総合整備事業(県営事業負担金) 本堤工	高知県	
		農村生産基盤保全管理・整備事業(県営事業負担金) 区画整理23ha 農道300m	高知県	
		耕地自然災害防止事業 ため池等改修	室戸市	
		地域営農支援事業 集落営農組織等への機械、施設整備の補助	集落営農組織 中山間複合経営 拠点	
		こうち農業確立総合支援事業	JA高知県 認定農業者	
		園芸用ハウス整備事業	JA高知県	
		レンタル畜産施設整備事業	JA高知県	
		赤木山養豚団地整備事業	室戸市	
		環境制御技術高度化事業	生産者	
		燃料タンク対策事業	JA高知県	
		中山間地域等直接支払交付金事業	集落組織	
		多面的機能支払交付金事業 農地・農業用施設等の適切な保全管理	対象組織	
		サポートハウス整備事業	室戸市	
		スマート農業推進事業	地域 協議会	
		土佐和牛経営安定対策事業貸付金	室戸市	
		中山間地域集出荷支援事業	生産組織	
		耕作放棄地対策事業	生産者	
		林業	山地災害防止事業 土留工、流路工	室戸市

		地域林業総合支援事業	森林所有者等	
		土佐備長炭生産・出荷・販売体制強化事業 共同窯等整備補助金	室戸市 生産組合	
	水産業	藻場造成事業 磯焼け対策	室戸市	
2)	漁港施設	水産物供給基盤機能保全事業 羽根漁港	室戸市	
		水産物供給基盤機能保全事業 傍土漁港	室戸市	
		水産物供給基盤機能保全事業 菜生漁港	室戸市	
		単独改良事業(県営事業負担金) 室戸岬港他	高知県	
		水産基盤整備事業(県営事業負担金) 室戸岬港他	高知県	
		高岡漁港施設整備事業 防犯カメラ	高知県漁業協 同組合	
		地方港湾改修負担金事業 佐喜浜港	高知県	
		海岸事業・県営事業負担金 三津漁港海岸他	高知県	
		建設海岸県単改良県営事業負担金 羽根海岸、入木海岸ほか	高知県	
3)	経営近代化施設	農山漁村振興整備交付金事業 高性能林業機械導入事業	芸東森林組 合	
	水産業	種子島周辺漁業対策事業 室戸統括支所 海況データ・ビス導入・操業効率化促進支援事業	高知県漁業協 同組合	
		種子島周辺漁業対策事業 室戸岬支所 海況データ・ビス導入・操業効率化促進支援事業	高知県漁業協 同組合	
		水産加工場整備事業 水産加工場整備	水産物 加工組織	
4)	地場産業の振興 生産施設	海洋深層水高度浄化施設整備事業 機械室増築・淡水化装置新設・タンク増設	室戸市	
		海洋深層水関連施設整備事業 取水管整備	室戸市	
		深層水利活用養殖研究施設整備事業 スジアオノリ等養殖施設改修事業	室戸市	
		海洋深層水給水施設整備事業 アクア・ファーム改修事業	室戸市	
		海洋深層水利用拡大事業 室戸海洋深層水体験交流センター整備	室戸市	
	加工施設	食肉センター整備事業費負担金	室戸市	
		室戸岬漁港飲食・体験施設整備事業	室戸市	
5)	企業誘致	企業誘致推進事業	室戸市	
6)	起業の促進	創業支援事業	室戸市	

	(7) 商業 共同利用施設	キラメッセ室戸整備事業	室戸市	
		その他 大谷大型共同作業所設備改修事業 作業場用リフト、屋根	室戸市	
	(9) 観光又はレクリエーション	集落活動センター整備事業 日南・大平	室戸市	
		室戸広域公園整備事業（県営事業負担金）	高知県	
		ジオパーク推進事業 拠点施設整備	室戸市	
		観光施設整備事業 休憩所・トイレ等整備	室戸市	
		交流人口拡大事業 観光案内板新設・修繕	室戸市	
		室戸岬新港施設整備事業	室戸市	
		ドルフィンセンター整備事業	室戸市	
		むろと海の学校整備事業 むろと廃校水族館整備事業	室戸市	
		室戸岬灯台旧官舎整備事業	室戸市	
		室戸市自然体験型観光交流宿泊施設整備事業	室戸市	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	農業推進事業		
		(1) こうち農業確立総合支援事業 農業者の組織する団体や認定の農業者が推進する農業生産活動等に係る農業振興施策に要する経費について補助を行い、各地域の特性を活かした環境に優しい農業の確立につなげる。	JA高知県認定農業者	
		(2) 環境保全型農業推進事業 環境保全型農業を実践する農業者や農業協同組合等の育成支援、技術、機械の導入、有機JAS認定取得等の経費について補助を行い、病害虫駆除栽培を普及促進し、化学農薬の低減を図り安全安心な食料生産活動に努める。	生産者組織	
		(3) 担い手支援事業 就農希望者（研修生）及び研修生受入農家等に補助を行うことにより、新たな農業の担い手を確保する。	室戸市	
		(4) 園芸用ハウス整備事業 農業協同組合が行うレンタルハウス等の整備に要する経費について、補助を行うことにより、本市農業の柱である施設園芸農業の一層の振興を図る。	JA高知県	
		林業推進事業		
(1) 特用林産業就業者研修支援事業 特用林産業の新規就業希望者（研修生）及び市内の研修生受入生産者等に対して補助を行い、新たな特用林産業の担い手を確保し、地域林業の振興を図る。		室戸市		
(2) 緊急間伐総合支援事業 小面積でも山仕事を続ける中小規模森林所有者を支援するとともに、間伐の実施に要する経費について補助を行い、森林の持つ公益的機能の維持増進に努め、雇用の確保を図る。	芸東森林組合			

		(3) 森林整備地域活動支援交付金事業 森林の有する多面的機能が十分に発揮できるよう、森林経営計画等により計画的かつ適切な森林整備の促進を図るための地域における活動を支援する。	森林所有者等	
		水産業推進事業		
		(1) 新規漁業就業支援事業 漁業組合等が行う新規漁業者の育成・確保、漁船リース、漁業体験研修などの事業に補助を行い、漁業後継者の育成、UIJターン者等の漁村への受入れの促進、新規就業時における初期投資の負担軽減による円滑な就業促進を図る。 就業者生活支援、指導者報償、漁船リース	高知県漁業協同組合	
		(2) 沿岸漁業等経営育成資金利子補給補助金事業 沿岸漁業等の経営資金の融通を円滑にするため、利子の一部を補助することにより、その経営の育成と維持安定を図る	高知県漁業協同組合	
		(3) 漁業近代化資金利子補給補助金事業 漁業者等に対する施設資金等融通を円滑にするため、利子の一部を補助することにより、漁業者等の資本装備の高度化・近代化を図る。	高知県漁業協同組合	
		(4) アオリイカ産卵床設置事業費補助金事業 高知県漁業協同組合が実施するアオリイカ産卵床設置事業に対して補助を行い、水産業において商品価値の高いアオリイカの水揚量の増加を図る。	高知県漁業協同組合	
		(5) 稚魚放流事業 沿岸漁業の漁獲量は年々減少しており、資源の確保のため稚魚(イサギ)やトコブシを放流することにより、漁獲量の確保につなげる。	室戸市	
		(6) 沿岸漁業者設備投資促進事業 漁協が実施する漁業用設備を沿岸漁業者にリースする事業に対して補助金を交付し、沿岸漁業者の経営改善と漁業振興を図る。	高知県漁業協同組合	
	商工業・6次産業化	ふるさと室戸応援寄附金事業 寄附者の方々に応援したいと思っただけのように室戸の魅力を発信することや返礼品の開発等により寄附額の増加に取組むとともに、返礼品提供事業者の事業拡大や商品開発等の効果的な支援及び事業者同士のつながりの構築等により、更なる地産外商の推進や雇用の創出及び市内の経済全体の活性化を図る。	室戸市	
		水産物販売拡大支援事業 室戸市水産業の認知度向上及び水産物の販売拡大を図るために漁業組合等が実施するPR活動に要する経費や6次産業化の取組みに要する経費について補助し、室戸市水産物等の価値向上を図る。	高知県漁業協同組合	
		室戸市商工会運営補助金事業 市内における商工業の総合的な改善発達を図り、社会一般の福祉の増進に資するため、室戸市商工会が行う事業に要する経費を補助する。	室戸市商工会	
		地域商品券発行事業 「室戸市プレミアム付き商品券発行事業」を継続して取組み、購買意欲を促すことによる事業者の販売意欲の向上や新商品開発のきっかけ、空き店舗を活用した創業などのきっかけとするなど地域経済の活性化を図る。	室戸市	地域内の経済循環を高め、消費の落ち込みを食い止めるとともに、新たな消費需要を喚起することで、事業者の意欲の向上や新規創業を促進するものであり、地域経済の持続的な発展に資するものである。
	その他	森林病虫害等防除事業 松くい虫及びカシナガキイムシによる松及びカシ類の被害を防除し、森林環境を保全するため被害木の伐倒駆除(薫蒸)及び樹幹注入を実施。	室戸市	

		<p>鯨館推進事業 捕鯨で栄えた町、室戸の歴史を様々な道具や資料で紹介している鯨資料館を活用することにより、地域の活性化と交流人口の拡大を図る。</p>	財室戸青少年育成会	
		<p>室戸岬健康マラソン大会補助金事業 県内外の方が黒潮寄せる室戸岬の海岸の景観を楽しみながら走ることで、健康・体力づくりを行うとともにランナー達と交流・親睦を図る。</p>	室戸岬健康マラソン実行委員会	地域住民や県内外からの参加者約1000人の健康の増進を図るとともに、参加者による宿泊等の経済効果も大きく、交流人口の拡大にも繋がるものであり、過疎地域の持続的発展に資する事業である。
		<p>室戸勤労者体育センター指定管理者委託事業</p>	むろとスポーツクラブ	
		<p>吉良川まちなみ拠点施設推進事業 重要伝統的建造物群保存地区に選定された吉良川地区にある吉良川まちなみ館を町並みについての資料の展示や休憩等に活用することにより、交流人口の拡大を図る。</p>	NPO法人吉良川町並み保存会	
		<p>むろとまるごと産業まつり実行委員会補助金事業 長年築き上げてきた歴史、文化、産業、観光等の魅力を市内外へ発信するため、むろとまるごと産業まつりに要する経費を補助する。</p>	むろとまるごと産業まつり実行委員会	室戸市の歴史、文化、産業、観光等の魅力を市内外へ発信し、新たな需要の掘り起こしや観光客の増加につなげるとともに、事業者の意欲を向上させ、更なる産業の振興を図るものであり、地域経済の持続的な発展に資する事業である。
		<p>体験型観光推進事業 個人宅での体験民泊の修学旅行受入や農林水産業の体験型観光の受入のための講習会等、受入態勢の整備等を行う。</p>	室戸市	
		<p>室戸市観光協会補助金事業 観光地と地場産品の紹介宣伝、観光施設の充実改善を図り、観光事業の振興及び産業、経済、文化の発展に期するため実施する、観光関連事業に要する経費を補助する。</p>	室戸市観光協会	
		<p>観光振興事業(高知県東部観光協議会負担金) 高知県東部9市町村で構成する高知県東部観光協議会が実施する各市町村連携の観光PRや観光周遊コースの作成、修学旅行の誘致等により、地域の活性化と交流人口の拡大を図る。</p>	室戸市	
		<p>室戸ジオパークトライアスロン補助金事業 トライアスロン大会を通して、本市の情報発信や交流人口の拡大を図るため、大会に要する経費を補助する。</p>	室戸ジオパークトライアスロン実行委員会	多世代の交流を促進し、地域の共助の基盤をつくとともに、県内外からの参加者約500人による宿泊等の経済効果も大きく、交流人口の拡大にも繋がるものであり、過疎地域の持続的発展に資する事業である。
		<p>ふるさと室戸まつり運営補助金事業 室戸市の文化、歴史、産業等を広く全国に情報発信し、市内はもとより県内外からの集客を図り、人と人との交流を中心とした地域の活性化を目指す観光イベント事業に要する経費を補助する。</p>	ふるさと室戸まつり実行委員会	多世代の交流を促進し、地域の共助の基盤をつくとともに、参加者約3000人による飲食等の経済効果も大きく、交流人口の拡大にも繋がるものであり、過疎地域の持続的発展に資する事業である。
		<p>夕陽ヶ丘キャンプ場推進事業 屋外活動の拠点施設として市民の保健及び休養に資するとともに、利用者の利便性の向上と交流人口の拡大を図る。</p>	室戸市観光協会	
		<p>ジオパーク推進事業 室戸の地質や地形が、平成20年12月に「日本ジオパーク」に、平成23年9月に「世界ジオパーク」に認定されている。今後も遊歩道、駐車場、国道の表示板、観光案内板などの基盤整備を進めるとともに、ガイド養成講座の開催、大学・研究機関の巡検誘致、小中高校生の学習の充実、イベント・シンポジウムの開催などの事業を推進することにより、国内外を含めた観光客の増加につなげ、地域の活性化を図る。</p>	室戸ジオパーク推進協議会	

		<p>室戸海洋深層水体験交流センター推進事業 地域資源である室戸海洋深層水の温水プールやレストランなどを備えた「室戸海洋深層水体験交流センター」(シレストむろと)は、日世通商株式会社が指定管理者となり、市民の健康づくりとともに、交流人口の拡大による地域の活性化を図っている。室戸市の健康づくりの拠点として施設の魅力化・整備を行うとともに、施設運営に伴う雇用の創出を図る。</p>	<p>日世通商株式会社 R5～ 合同会社 ウェルネスむろと</p>	
		<p>観光交流人口拡大推進事業</p>		
		<p>(1) 恋人の聖地活用事業 平成22年4月、「室戸岬」の灯台や乱礁遊歩道、展望台からの眺望などが、NPO法人地域活性化支援センターの「恋人の聖地」に選定され、“癒し”・“伝説”・“縁起”を組み合わせ、若者のカップルや家族連れをターゲットとした、室戸の魅力を全国に発信し、観光客の増加を図る。また、恋人の聖地観光協会市町村長会の地方自治体連携により、都道府県の枠を超え、コロナ後の新しい生活様式に則した、SNS等新たな情報発信方法の確立と効果的なシティブロモーションを実現する。</p>	<p>室戸市</p>	
		<p>(2) ドルフィンセンター推進事業 イルカ飼育を活用した観光交流人口の拡大促進による地域の活性化を図ることを目的として設置された「室戸ドルフィンセンター」の魅力化を図り、交流人口の増加による、地域への経済波及、指定管理制度者での施設運営に伴う雇用の創出を図る。</p>	<p>株式会社 日本ドルフィンセンター</p>	
		<p>(3) AMA地域連携推進事業 四国東南部の安芸市・室戸市・徳島県阿南市が、県を越えた広域かつ戦略的な観光・地域振興を図るため設立した協議会へ補助を行い、観光協会、商工会議所等の団体と協働で、各種事業の実施や情報発信を推進し、観光客誘致に努め、新たな地域ブランドの形成を図る。</p>	<p>AMA地域連携推進協議会</p>	
		<p>(4) むろと廃校水族館推進事業 海洋生物の飼育展示等による交流人口の拡大促進による地域の活性化を図ることを目的として設置された「むろと廃校水族館」の魅力化を図り、交流人口の増加による、地域への経済波及、指定管理制度者での施設運営に伴う雇用の創出を図る。</p>	<p>特定非営利活動法人 日本ウミガメ協議会</p>	
		<p>(5) MUROTO base55推進事業 自然体験及び滞在型観光による交流人口の拡大促進による地域の活性化を図ることを目的として設置された宿泊施設「MUROTO base55」の魅力化を図り、交流人口の増加による、地域への経済波及、指定管理制度者での施設運営に伴う雇用の創出を図る。</p>	<p>炭玄</p>	

4. 産業振興促進事項

(1) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
室戸市全域	製造業、旅館業、農林水産物等 販売業、情報サービス業等	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

(2) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容
上記「2.その対策」及び「3.事業計画」のとおり。

(3) 他の市町村との連携に関する事項

地場産業の振興や地産外商施策については、民間事業所、近隣市町村、高知県と連携を図り推進し

ます。

5. 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、室戸市公共施設等総合管理計画の基本方針に沿って、適切かつ効率的に整備・維持管理を行います。

第4章 地域における情報化

1. 現況と問題点

本市の情報通信設備は、高度情報社会に適応するために、平成22年度に国のICT交付金により、室戸市情報通信基盤施設整備事業を行い市内全域に光ファイバーを整備しました。これにより、ケーブルテレビの放送、インターネットの利用、高齢者や身体障がい者等の見守りサービスなどを実施しております。

しかしながら、機器の老朽化や情報量が増大しているなか、情報通信基盤施設の更新やインターネット通信速度の改善が必要となっています。

また、今後は産業の振興、地域経済の活性化、市民生活の向上のため、IoT、AI、5Gなどの新たなデジタル技術を活用した、まちづくりや観光振興の仕組みづくりを検討していくことが必要となってくることから、デジタル人材の育成や確保などの施策を進めていく体制づくりも重要となっています。

また、市民への情報伝達手段として同報系防災行政無線（屋外スピーカー及び戸別受信機）を整備し、防災情報や行政情報の伝達を行っているものの、放送が聞こえづらい地域（難聴エリア）の解消が課題となっています。

2. その対策

情報通信基盤施設の更新を行い、インターネット通信速度の改善を進め、情報発信の強化や住民福祉の向上、企業誘致の推進を図ります。

また、IoT、AI、5Gなどのデジタル技術を活用し、産業の振興、地域経済の活性化、市民生活の向上につながる取組みを検討していきます。

屋外スピーカーや戸別受信機の増設、移動系防災行政無線の整備などにより、難聴エリアの解消に取り組み、防災行政無線の適正な運用に努め、有事や大規模災害時における情報伝達の迅速化を図ります。

3. 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における 情報化	(1) 電気情報通信施設等情報化 のための施設 防災行政無線	防災基盤整備事業 防災行政無線(移動系・戸別受信機)の整備	室戸市	
		情報通信基盤施設更新事業	室戸市	
	ブロードバンド施設	情報通信利用環境整備事業	室戸市	
	その他	あんしん見守りサービス事業 過疎化、高齢化、単身化が進む中、高齢者、障害者、要介護者世帯を対象に、ブロードバンドを活用して、端末の「通知ボタン」押下を検知して、事前に登録された連絡先に、24時間、自動通知できるサービスを行い、要援護者対策の推進を図る。なお、そのサービスに伴う保守・管理業務等を行う。また、基金積立事業を行い、事業実施に要する経費の財源に充てる。	室戸市	

4. 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、室戸市公共施設等総合管理計画の基本方針に沿って、適切かつ効率的に整備・維持管理を行います。

第5章 交通施設の整備、交通手段の確保

1. 現況と問題点

(1) 国道、県道及び市道等の整備等

本市の主要幹線道路は、国道55号のみであり、産業、生活都市基盤の主要道路となっていますが、南海トラフ地震や豪雨に備えた橋梁の耐震化及び斜面崩壊や高波への対策など、交通の円滑化・安全性の向上のために、防災対策を推進する必要があります。また、災害に備えた代替性を確保する道路ネットワークが必要であります。

県道椎名室戸線は、室戸岬経由の国道55号を東西に結ぶ、県東部の生活基盤を支える重要な交通路線としての役割を担っているほか、災害時には第1次緊急輸送道路の国道55号に次ぐ第2次緊急輸送道路に指定されるなど、重要な路線として位置付けられています。

しかし、既設の三津坂トンネルは老朽化が著しく狭隘なため、大型車輛の円滑な対面通行ができず、交通渋滞などの問題が生じているので、早急な整備が必要であります。

市道は、国道や県道を補完し通勤や通学、各公共施設へのアクセスだけでなく、避難道路としての活用など市民生活に密着した道路となっています。しかし、舗装面の経年劣化や付属物の老朽化、さらに近年は車輛の大型化に伴い、狭隘な道路では拡幅工事等の必要が生じるなど、抜本的な改良が必要となっていますが、道路用地の確保が困難なため未整備となっている箇所が複数あるなど多くの課題があります。

また、橋梁においては、高度成長期に建設されたものが数多くあり、近年、老朽化が著しく補修または架け替えを要する橋梁が集中していることから、予算の平準化等を考慮した計画的な対策が必要となっています。

(2) 農道、林道の整備

農道は、農業生産の効率化において重要な生産基盤であるとともに、生活道としての役割もはたしており、計画的に整備を進めていく必要があります。

林道は、森林施業はもとより、炭の原木の搬出等、林業振興に必要な道路であるとともに、災害時の迂回路として期待をもたれていることから、整備を進める必要があります。

(3) 公共交通の維持・確保

本市の公共交通機関は、鉄道が通じていないため、一般乗合バス路線が市民の主要な移動手段となっています。しかしながら、自家用車の普及や沿線住民の人口減少、近年では感染症拡大による利用者の減少も著しいことから、経営は悪化しており、その維持確保が問題となっていますが、鉄道は東が東洋町、西は奈半利町までの運行となっており、地域の活性化のためには、今後も甲浦・奈半利間の連絡バスなどの運行が必要であります。

また、過疎地域は長年にわたり公共交通空白地域であり、地域住民は高齢化などにより、移動手段の確保が困難な世帯が増加していることから、高齢者等を対象としたタクシー運行助成などのほかに、新たな公共交通ネットワークの構築が必要となっています。

2. その対策

(1) 国道、県道及び市道等の整備等

地域高規格道路を利活用した地域振興策を検討し、人流・物流・防災の観点から道路ネットワークを構築するために、地域高規格道路へのアクセス道路の早期整備を積極的に促進します。また、国道5

5号における事前通行規制区間の解消、越波、豪雨等に伴う路面冠水等による通行止めが頻発する区間を解消するための防災・減災対策の早期実施について関係機関へ要望していきます。

県道については、県政への重要要望項目として掲げるなど、積極的な要望により、早期の改良の促進を図ります。

市道については、市民生活に直結するものであり、市民ニーズに応じた道路整備が求められるため、道路の新設や拡幅、側溝や舗装の改良など地域の現状に沿った整備を行っていきます。

また、橋梁については定期点検を実施し、長寿命化修繕計画に基づいた計画的な修繕等を行うことにより適正な管理に努めます。

(2) 農道、林道の整備

農業の生産基盤を確保すべく、計画的に農道整備を進めていきます。

また、林業の生産活動の活性化や森林の適正管理の推進を図るために、林道新規開設事業を引き続き進めていくとともに、舗装事業など計画的に林道整備を進めていきます。

(3) 公共交通の維持・確保

公共交通機関については、土佐くろしお鉄道ごめん・なはり線活性化協議会や沿線自治体と連携して利便性の向上と施設整備の促進を図るとともに、奈半利駅－室戸岬－甲浦駅の鉄道未整備区間においては、連絡バスなどによる交通の便の確保などの対応策に努めます。

過疎地域の公共交通空白地域の解消のため、高齢者等を対象としたタクシー運行助成のほか、新たな公共交通ネットワークとして市独自の公共交通サービスの提供に努めます。

3. 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市道 道路	社会資本整備総合交付金事業 市道北生線整備事業（歩道新設）	室戸市	
		社会資本整備総合交付金事業 市道舟場本線整備事業（道路改良）	室戸市	
		社会資本整備総合交付金事業 市道戎町線整備事業（道路改良）	室戸市	
		社会資本整備総合交付金事業 市道中学校線整備事業（道路改良）	室戸市	
		社会資本整備総合交付金事業 市道行当新村線整備事業（道路改良）	室戸市	
		社会資本整備総合交付金事業 市道植松住宅1号線整備事業（道路改良）	室戸市	
		社会資本整備総合交付金事業 市道植松住宅2号線整備事業（道路改良）	室戸市	
		社会資本整備総合交付金事業 市道八王子宮原線整備事業（道路改良）	室戸市	
		社会資本整備総合交付金事業 市道八王子西線整備事業（道路改良）	室戸市	
		社会資本整備総合交付金事業 市道室戸農協線整備事業（道路改良）	室戸市	
		社会資本整備総合交付金事業 市道小学校線整備事業（道路改良）	室戸市	

	社会資本整備総合交付金事業 市道宇ヶ川本線整備事業（道路改良）	室戸市	
	社会資本整備総合交付金事業 市道段線整備事業（道路改良）	室戸市	
	社会資本整備総合交付金事業 市道岬津呂線整備事業（道路改良）	室戸市	
	社会資本整備総合交付金事業 市道大西線整備事業（道路改良）	室戸市	
	市道西大谷線改良事業	室戸市	
	市道大平線整備事業	室戸市	
	市道畑古矢線整備事業	室戸市	
	市道中山本線整備事業	室戸市	
	市道栢山線整備事業	室戸市	
	市道羽根本線整備事業	室戸市	
	市道北生線整備事業	室戸市	
	市道河内線整備事業	室戸市	
	市道豊満宮支線整備事業	室戸市	
	市道奈良師西線整備事業	室戸市	
	市道トノ谷線整備事業	室戸市	
	市道西灘本線整備事業	室戸市	
	市道ハザマ線整備事業	室戸市	
	市道新中山1号線整備事業	室戸市	
	市道東川線整備事業	室戸市	
	市道長野線整備事業	室戸市	
	市道加僧谷線整備事業	室戸市	
	市道渡川線整備事業	室戸市	
	市道向江自然ノ家線整備事業	室戸市	
	市道滝山線整備事業	室戸市	
	市道戎町線整備事業	室戸市	

		市道黒見本線整備事業	室戸市	
		市道河内線改良事業	室戸市	
		市道段畑古矢線改良事業	室戸市	
		市道大平線改良事業	室戸市	
		市道西山14号線改良事業	室戸市	
		市道新設事業 大谷本線	室戸市	
		市道新設事業 ハザマ線	室戸市	
		社会資本整備総合交付金事業 市道吉良川小学校線整備事業（道路改良）	室戸市	
		地方創生道整備交付金事業 市道北生線整備事業（道路改良）	室戸市	
		地方創生道整備交付金事業 市道畑古矢線整備事業（道路改良）	室戸市	
		社会資本整備総合交付金事業 市道大西線整備事業（道路新設）	室戸市	
	橋りょう	社会資本整備総合交付金事業 市道大平線整備事業（橋梁修繕）	室戸市	
		社会資本整備総合交付金事業 市道佐喜浜本線整備事業（橋梁修繕）	室戸市	
		社会資本整備総合交付金事業 室戸市橋梁修繕事業	室戸市	
	その他	県道整備事業（県営事業負担金） 佐喜浜吉良川線 改良	高知県	
		交通安全施設整備事業 反射鏡、防護柵等設置	室戸市	
	(2) 農道	農道大峯線改修整備事業	室戸市	
	(3) 林道	林道整備事業（県営事業負担金） 小川線1工区 開設	高知県	
		林道整備事業（県営事業負担金） 小川線2工区 開設	高知県	
		地方創生道整備推進交付金事業 林道羽根線整備事業（道路改良）	室戸市	
		地方創生道整備推進交付金事業 林道東又佐喜浜線整備事業（道路改良）	室戸市	
		農山漁村地域整備交付金事業 林道橋梁修繕事業	室戸市	
		林道小川線改良事業	室戸市	
		林道加僧谷線改良事業	室戸市	
		林道東又佐喜浜線改良事業	室戸市	

		林道羽根線改良事業	室戸市	
		林道大平舟場線改良事業	室戸市	
	(5) 鉄道施設等 鉄道施設	土佐くろしお鉄道施設整備事業	室戸市	
	(6) 自動車等 自動車	公共交通活性化支援事業 コミュニティバス 10人用1台、7人用2台	室戸市	
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	公共交通活性化支援事業 公共交通利用促進事業	室戸市	
		公共交通活性化支援事業 公共交通運行委託事業	室戸市	

4. 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、室戸市公共施設等総合管理計画の基本方針に沿って、適切かつ効率的に整備・維持管理を行います。

(1) 道 路

道路については、工事継続箇所の早期完成をはじめ、緊急車輛の通行が困難である狭隘道路や通学路の安全対策等、緊急性が高い道路を計画的に整備します。また市道、農道、林道の舗装や道路付属物等については、定期的な巡回による点検修繕を実施し、その長寿命化を図ります。

(2) 橋 梁

市道の橋梁については、定期点検を実施し、個別施設計画として策定済みである室戸市橋梁長寿命化修繕計画に基づき適切な維持管理に努めるとともに、計画的な修繕や更新等を行います。

また、農林道の橋梁についても、室戸市林道橋長寿命化修繕計画等に基づいた維持管理、修繕、更新を行います。

第6章 生活環境の整備

1. 現況と問題点

(1) 水道

生活環境の整備については、これまでの過疎対策事業により改善が進んできており、本市のもつ豊かな自然環境や地域資源に配慮し、計画的な整備を引き続き進めます。

本市の水道施設は、平成29年度に上水道1施設に簡易水道9施設を統合し、普及率93.5%（令和2年度末）となっています。上水道以外の水道施設は、地元運営の小規模施設または個人井戸となり、小規模の施設が多数分散しているため、点検や巡回等の維持管理に労力を要し、広域性のある効率的な水道経営が困難な状況です。

これまで老朽管等の布設替とともに、水源地や配水池などの整備を行ってきましたが、現況に応じた見直しが必要であり、今後は南海トラフ地震対策のための水源地や配水池の耐震化と併せて、老朽管の残る市街地の配水管の布設替などに取り組んでいく必要があります。

また、水道施設が整備されていない地域については飲料水供給施設等の整備が必要となっております。

(2) 生活排水処理

本市においては、下水道が未整備のため、環境に負荷が多い汚濁水が用排水路を通過して河川に流れ込み、環境保全上好ましくない状態です。また、本市は室戸阿南海岸国定公園に指定されており、自然景観や都市景観、生活環境を確保するためにも整備を進める必要がありますが、地形的条件や財源の確保、受益者負担など様々な課題を抱えています。

(3) 廃棄物処理

本市の一般・粗大・可燃性大型粗大ごみについては、安芸広域メルトセンターで、資源・鉄製大型粗大・埋立ごみ、し尿については、市の施設で適正に処理をされています。

しかし、平成18年度から委託事業で月2回の不法投棄監視パトロールを行っていますが、不法投棄が増加傾向にあるため、早急な対策を行うとともに、ごみの減量化、リサイクルへの意識啓発・体制整備を強化する必要があります。

(4) 環境衛生

火葬場は平成27年度に完成し、新たな施設での運用が始まっています。

(5) 消防救急及び防災体制

消防本部は昭和43年、消防署は昭和44年に発足し、常備消防が1消防本部、1消防署。非常備は、1消防団本部、10分団で構成されています。

火災及び各種災害等から市民の生命財産を守るため、消防・救急体制の拡充を図ると共に、世代交代が進む中で職員への知識・技術の伝承及び更なる向上を目指していく必要があります。近い将来に発生が予想されている南海トラフ地震や台風による風水害、各地で頻発している局地的大雨等による災害に対するため消防水利・消防装備の更新、機能拡充も必要です。

救急活動では、管内に二次医療機関が無く、救急搬送は安芸市や高知市を中心とした管外搬送が99%と非常に高く、救急隊員の知識・技術の更なる向上・救急救命士の継続的な養成や各医療機関との連携強化が重要になっています。

防災体制については、近い将来発生すると予想されている南海トラフ地震などの大規模災害に備え、避難場所や避難路等のハード整備とともに、自主防災組織による防災訓練の実施や防災資機材等の整備などの取組みを進めています。

現在では、避難場所として防災公園1箇所、津波避難タワー10基、津波避難路として137路線の整備が完了しています。

今後の対策として、避難施設未整備地域への津波避難タワーや津波避難路などの整備、住宅の耐震化、危険なブロック塀の除去、家具転倒防止対策などの推進が急務となっています。また、災害時に配慮が必要な高齢者や障害者、乳幼児などの要配慮者への支援を適切かつ円滑に実施するため、避難行動要支援者名簿及び個別計画の作成を行っていく必要があります。

(6) 公営住宅

本市の人口は依然として減少傾向で、世帯も高齢化・単身化が進んでいます。

公営住宅においては、昭和50年代に建設されたものが多く老朽化が著しく進んでいることから、建替えと大規模修繕などの効率的な実施、また市営住宅の需要に的確に対応することが重要な課題となっています。さらには、人口減少に伴い入居者も減少しており、空き室が増加していることから、公営住宅の集約化の検討も必要となっています。

しかしながら、市民の要望は年々多様化しており、高齢者対応住宅などのニーズを常に把握しながら、老朽化した住宅の建替えや改善を進め、都市景観づくりに配慮した安心安全な住環境の整備が求められています。

(7) 都市景観

本市では、財政状況などにより、都市景観が未整備であり、市道の幅員が狭く、道路空間の整備も不十分であります。

歴史的景観である吉良川の町並みは、平成9年に文化庁から「重要伝統的建造物群保存地区」に選定され、景観に配慮した案内所である吉良川まちなみ館は整備されましたが、今後は更なる集客のための情報発信等が必要であります。

また、高岡地区や新村地区など、強風対策として築かれた石垣も、特色ある景観ではありますが、老朽化などで現代風に改修され少なくなっており、保存や復元に取り組む必要があります。

(8) 自然景観

本市の室戸岬は、昭和3年6月に文化財保護法の史跡名勝天然記念物として国の指定を受けるなど自然と文化遺産に恵まれた地域であり、この優れた自然景観や環境の保護活動を行うためには、後世に継承していくための教育など、計画に基づいた保護活動等が必要であります。

2. その対策

(1) 水道

今後は、人口減少に伴う給水収益の減少傾向は避けられないと考えられ、施設の老朽化に伴う投資的経費の増大や起債の元利償還金等の負担により、今後の経営はより一層厳しくなると予想されます。市民に「安全でおいしい水」を安定的に供給するとともに、経費の削減など経営の効率化に努め、均一で良質な水道サービスの実現、維持管理体制の強化、危機管理体制の充実を図ります。

また、水の有効利用を図るため漏水対策の計画的、恒常的な実施や老朽管の布設替を行い、有収率の向上に努めるとともに、南海トラフ地震対策及び老朽化対策として、管路等の水道施設の中長期的

な更新計画を作成し、整備に取り組みます。

飲料水供給施設未整備地区については、安全な飲料水の確保と提供を図るため、計画的な施設の新設を進めるとともに、未給水地域への補助により、飲料水供給施設の整備、普及に努めます。

(2) 生活排水処理

生活排水処理対策については、本市の地形や厳しい財政状況等により、下水道事業に取り組むことは難しい状況ではありますが、水質改善など環境保全を図るため、平成22年度より開始した単独浄化槽の撤去に必要な補助金の活用により、合併処理浄化槽設置を一層推進します。

(3) 廃棄物処理

廃棄物については、施設で適正に処理が行われていますが、ごみの減量化を進めるため、コンポストの普及に努めます。また、不法投棄対策については、現行の不法投棄監視パトロールとあわせて、警察や保健所などの関係機関と連携したパトロールを定期的実施します。

し尿処理施設については平成27年度に東洋町と室戸市を統合して処理する施設が完成しており、今後も効率的な施設の運営を行っていきます。

(4) 環境衛生

火葬場におきましては、引き続き周辺環境や環境保全に配慮した施設運営に努めます。

(5) 消防救急及び防災体制

消防体制の充実として、消防分団屯所の高台移転を進め、消防団員の確保と能力向上に取り組めます。また、消防職員の能力向上への取組みはもとより、耐震性防火水槽や消火栓の整備を促進し、消防・防災機能の充実強化を図ります。

救急体制の充実として、高度救命用資器材の整備を進め、救命率向上に向けた救命講習の実施率の向上を図るとともに、救急救命士の継続的な養成に取り組めます。

防災体制の充実として、避難・防災計画を適宜見直すとともに、新たに物資配送計画等の策定を行います。併せて、避難行動要支援者名簿及び個別計画を作成し、要配慮者の円滑な避難支援に向けて取組みを進めるとともに、夜間発災時においても円滑に避難できるよう避難路にソーラー誘導灯を整備します。

避難所の環境整備として、耐震化やトイレ・空調の整備、燃料確保などを行うことで、避難者が安心して生活できるよう努めます。

また、災害時に必要となる資材、備蓄品を確保することにより避難者等の対応に備えるとともに、被災後の対応をより円滑に実施するため、被災者支援システム等の導入を検討します。

(6) 公営住宅

住宅需要への対応に迫られる時期を過ぎ、これからは長期的な展望に立って移住及び定住対策を踏まえた活力ある地域社会の形成と市民の住生活の安定、向上を図るため、室戸市公営住宅長寿命化計画に基づき、建替えまたは予防保全的管理や長寿命化に資する改善を推進し、都市景観づくりに配慮した安心安全な住環境の整備に取り組めます。

(7) 都市景観

都市景観づくりにおいては、道路の占める比重は非常に高く、地域産業はもとより、都市景観を視野に入れた道路整備計画を行う事で、緑地帯の確保に努め、居住環境との整合性を持たせた道路空間の整備を推進します。道路の維持については、旧国道を中心に舗装の修繕や橋梁等構造物については定期点検を実施するなど、計画的な修繕を行うことにより道路の適正管理に努めます。

吉良川の町並みは、保存計画に基づいて保存整備を進めるとともに保存地区の案内等の機能を持つ吉良川まちなみ館を中心に、魅力ある歴史景観の整備と歴史的、文化的町並みの保存継承を図ります。

(8) 自然景観

平成31年に策定した室戸岬（名勝）・室戸岬亜熱帯性樹林及び海岸植物群落（天然記念物）保存活用計画を文化庁の指示等を受けながら、景観の保護と観光振興等との共存を図ります。

3. 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設 上水道	上水道配水管基幹改良事業 配水管布設替、配水設備更新	室戸市	
		原池配水池更新事業 配水池 600㎡	室戸市	
	(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設	資源ごみ施設設備整備事業 リサイクルセンター、ペットボトル施設	室戸市	
		資源ごみ施設設備整備事業 メルトセンター	安芸広域メルトセンター	
	し尿処理施設	室戸清浄園整備事業	室戸市	
	(5) 消防施設	消防防災施設等整備事業 消防ポンプ自動車(本部)	室戸市	
		消防防災施設等整備事業 高規格救急車(本部)	室戸市	
		消防防災施設等整備事業 消防ポンプ自動車(菜生分団)	室戸市	
		消防防災施設等整備事業 消防ポンプ自動車(岬分団)	室戸市	
		消防防災施設等整備事業 小型ポンプ積載車(吉良川分団)	室戸市	
		消防団拠点施設整備事業 菜生防災コミュニティセンター整備工事	室戸市	
		消防団拠点施設整備事業 椎名分団屯所建替工事	室戸市	
		消防防災施設整備事業 消火栓設置	室戸市	
		消防防災施設整備事業 耐震防火水槽設置	室戸市	
		(6) 公営住宅	公営住宅建替事業 40戸	室戸市
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 生活	生活環境施設整備事業費補助金	室戸市	

防炎・防犯	(8) その他	防災計画策定事業(地域防災計画見直し) 国や県の防災対策を踏まえながら、本市の実情に即した災害対応を実施するために、地域防災計画の見直しを適宜行う。	室戸市	
		防災計画策定事業(物資配送計画) 国や県、協定先から送られてくる支援物資を円滑に受け入れ、避難所に速やかに配送するための体制や配送方法等の考え方を示した物資配送計画を策定する。	室戸市	
		防災計画策定事業(受援計画) 災害時における他地方公共団体からの応援職員等の受け入れを中心とした人的応援に関する受援計画を策定する。	室戸市	
		要配慮者対策推進事業 高齢者や障害者など避難行動に支援を要する方々の名簿を作成し、本人からの同意を得て、平常時から避難支援者に情報を提供し、災害に備える。また、個別に緊急連絡先や支援者の選定、避難経路などを定めた個別計画を策定する。	室戸市	
		地域防災施設整備事業 避難誘導標識等設置	室戸市	
		地域防災施設整備事業 避難路整備	室戸市	
		地域防災施設整備事業 防災倉庫整備	室戸市	
		地域防災施設整備事業 ヘリポート整備	室戸市	
		地域防災施設整備事業 津波避難タワー整備	室戸市	
		地域防災施設整備事業 ソーラー誘導灯整備	室戸市	
		地域防災施設整備事業 避難所環境整備(トイレ・空調・燃料等)	室戸市	
		地域防災施設整備事業 資機材・備蓄品の確保	室戸市	
		自主防災組織補助事業 津波避難路整備	室戸市	
		自主防災組織補助事業 防災資機材整備	室戸市	
		防災システム整備事業 被災者支援システム整備	室戸市	
住宅・建築物安全ストック形成事業 住宅の耐震診断・設計・改修、ブロック塀等対策事業、家具転倒防止金具取付事業	室戸市			

4. 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、室戸市公共施設等総合管理計画の基本方針に沿って、適切かつ効率的に整備・維持管理を行います。

第7章 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

1. 現況と問題点

(1) 子育て環境の確保

本市に保育所・園は、令和3年4月現在、公立3カ所、私立4カ所の計7カ所が設置されています。各保育所・園では、多様化する保育需要に対応するため一時預かり事業や延長保育事業、家庭支援推進保育事業、地域子育て支援センター事業などに取り組んでいます。

女性の社会進出に伴う低年齢児の保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化による子育て不安を抱える保護者の増加等、子育てをめぐる地域や家庭の状況が変化する昨今において、「ふるさとを愛し、心身ともに健全な生きる力を身に付けた子どもたち」、「室戸市に深い愛着と誇りを持ち、将来の担い手として自立できる子どもたち」を育成するため、幼少期から高等学校卒業まで一体的な学びの連続性を確保することに加え、学校・家庭・地域の連携・協働を推進することにより、地域全体で子どもたちを支え、見守り、育てる仕組みの構築が必要です。

また、出生率の低下と若年層の流出等の地域的課題によって、児童数が減少していることを踏まえ、保育所・園の存続と効率的な運営を図ることや、津波等の被害から園児を守るため保育所の高台移転を含む、適正規模・適正配置についても検討が必要です。

(2) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

① 高齢者福祉

本市の65歳以上の人口は、平成21年には6,110人で、総人口に占める割合（高齢化率）は36.2%でありましたが、平成27年には、6,423人、43.6%となっています。

また、令和2年には、ついに、高齢化率が50%を超え、市民の2人に1人が高齢者という超高齢化時代となりました。

このような状況の中で、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、十分な介護サービスの確保のみに留まらず、医療・予防・住まい・生活支援サービスが包括的に確保される地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組む必要があります。

また、保険者機能を強化し、高齢者の自立支援・重度化予防に向けた取組みを推進し、元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍し、その活動を通じて社会的役割を持つことで、生きがいや介護予防につながるといった取組みを行っていかねばなりません。

② 障害者福祉

障害者福祉については、心身障がい児・者の障がい種別や程度に応じた施設、在宅サービスの提供を図るとともに、障がいのある方が地域において自立した日常生活及び社会生活を営むために必要となる、多種多様なニーズに対応するための相談支援体制の構築が重要です。

また、日中活動の場の確保や在宅サービスの充実、障がい児支援の連携強化、外出やコミュニケーションの支援、就労の場の確保、地域で支えるネットワークづくりが取り組むべき課題となっています。

③ ひとり親家庭等の福祉の充実

ひとり親家庭等の世帯数については微減傾向ですが、経済的、社会的に不安定な状況にあり、育児や生活環境において困難な状況におかれている世帯が見受けられます。

④ その他

本市には、市民館が6館設置され、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための事業を総合的に行っております。

しかし、地域住民の高齢化が進むにつれ、住民のニーズが変化しており、これらへの対応が必要となっています。

2. その対策

(1) 子育て環境の確保

保育所・園は、子どもたちが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場です。子どもたちが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために、保育指針に基づく保育内容の充実や、保育環境の整備、保育職員の資質向上などに努めます。

ア 保育内容の充実

- ・各保育所の機能及び質の向上のための創意工夫
- ・保小連携の推進
- ・外国人（英語ALT）など異文化との交流の推進
- ・子ども・子育て支援事業及び家庭支援の推進
- ・保護者の子育て力向上を図るための親育ち支援や啓発の推進
- ・特別な支援が必要な児童への支援の充実（障がい児保育）
- ・保育士レベルアップ研修会等の開催及び職場内外研修の推進・充実
- ・若年保育士の育成支援の充実

イ 保育環境の整備

- ・安全で保健的な環境づくりの推進
- ・保育所の非構造部材耐震化工事の実施
- ・保育所のLEDの設置工事の実施

(2) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

① 高齢者福祉

第8期室戸市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、高齢者が自分らしくいきいきと暮らせるまちづくりを推進します。

ア 住み慣れた地域で安全な在宅生活を送るために、医療機関等との連携、認知症対策強化等による在宅介護の支援や、奥地・山間部をはじめとした高齢者の外出・生活支援、見守り等の高齢者福祉サービスの充実強化を図ります。

イ 高齢になっても健康で生きがいをもって暮らし続けることができるよう、介護予防教室や健康教室等の開催、また、関係団体との連携・支援を通じての生きがいづくりに取り組むとともに、自分の健康は自分で守るという意識と、若年期と高齢期までの生活に合わせた健康づくりや健康管理の支援に取り組めます。

ウ 高齢者やその家族の総合相談窓口として「地域包括支援センター」が中心となり、各機関の役割を確認しながら、市民のニーズに対応して行きます。

エ 高齢化、単身高齢者世帯の増加等により多様化する高齢者の住まいに対するニーズに対応す

るため、サービス付き高齢者向け住宅の整備や、空き部屋の有効活用等について、必要性を検討して行きます。

オ 介護人材の確保のための、介護職員養成事業や、介護未経験者が、介護に関する基本的な知識や技術を学ぶことができるよう、研修会等について広報・周知に取り組んで行きます。

③ 障害者福祉

障がい者が社会の一員として生きがいを持って自立した生活ができるよう社会参加の促進に努め、安心して生活できるサービスの充実を図ります。

ア 相談支援体制の充実として、自立支援協議会における機能の充実、連携強化を図り、相談支援事業所の人材の確保や育成にも努めます。

イ 日中活動の場の確保や在宅サービスの充実として、障がいのある方のニーズを把握し、そのニーズに的確に対応したサービス提供の基盤整備及び居住の場の確保に向けて検討するとともに、日中一時支援事業や移動支援事業など家族等の負担軽減等に取り組みます。

ウ 障がい児支援の連携強化として、ライフステージに応じた切れ目のない支援をするため関係機関との連携を強化し、ニーズの把握に努め、必要に応じて早期療育支援やサービスにつなげる体制をつくっていきます。

エ 外出やコミュニケーションの支援として、視覚障がいや聴覚障がいなど意思疎通に支援を要する対象者のニーズを把握し、外出の支援や障がい特性に応じた情報提供に努めます。

オ 障がい者の就労の場の確保として、関係機関との連携により就労支援体制を整備し、生活訓練、就労訓練などに取り組んでいきます。

カ 地域で支えるネットワークづくりとして、障がいのある人もない人も共に過ごせるために、地域住民に対する障がい者の理解促進研修啓発事業の更なる充実を図ります。

また、ボランティア養成、育成を図り、活動の場や支援できる場につなげる仕組みづくりを構築します。

④ ひとり親家庭等の福祉の充実

ひとり親家庭等の生活の安定と福祉の充実を図るとともに、自立に向けた就労の支援や経済的な支援に努めます。また、日常の育児の悩みや問題について相談ができるよう連携及び体制づくりに努めます。

ア 就労に関する支援

- ・自立支援教育訓練給付金事業
- ・高等職業訓練促進給付金事業など

イ 経済的な支援

- ・児童扶養手当
- ・母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度
- ・ひとり親家庭医療費助成事業など

ウ 育児に関する相談等

- ・家庭児童相談室など

⑤ その他

地域や関係機関との連携を一層深め、下記の事業に取り組みます。

- ア 地域内外の住民の相互理解を深めるための交流事業の実施
- イ 人権啓発のための学習会や研修会の実施
- ウ 職員の各種研修会及び講演会等への参加
- エ 高齢者の見守りを目的とした地域巡回事業の実施
- オ 防災講習やごみの分別講習あるいは振り込め詐欺等への対応など、日常生活に関連した講習会の実施
- カ 防災訓練の実施

3. 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の 確保、高齢者 等の保健及び 福祉の向上及 び増進	(1) 児童福祉施設 保育所	吉良川保育所駐車場整備事業	室戸市	
		保育施設整備事業	室戸市	
		室戸市内保育施設非構造部材耐震化事業	室戸市	
		保育施設LED化事業 大谷保育所、佐喜浜保育所	室戸市	
	(3) 高齢者福祉施設 その他	デイサービスセンター整備事業	室戸市	
	(7) 市町村保健センター及 び母子健康包括支援セ ンター	保健福祉センター整備事業	室戸市	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	学習支援事業 貧困の連鎖の防止のため市内中学生・高校生に対する 学習支援教室を週5回行う。	室戸市	
		母子家庭自立支援教育訓練事業・高等職業 訓練促進給付金事業 就職を希望するひとり親家庭の父母の雇用の促進を 図るため、就業経験、技能及び資格の取得状況並びに労 働市場の状況等を勘案して、教育訓練を受けることが適 職に就くために必要と認められる者に対し、教育訓練の 講座等に係る給付金を支給する。経済的な安定を図るた めの特定の資格取得に関して必要な費用に対し給付金 を支給する。	室戸市	
		ひとり親家庭医療費助成事業 ひとり親家庭に対して医療費(自己負担分)を助成す ることによりひとり親家庭の生活の安定と福祉の増進 を図る。	室戸市	
		乳幼児等医療費助成事業 0～15歳に達する日以降における最初の3月末日まで の乳幼児及び児童の医療費(自己負担分)を全額助成す ることにより、これらの者の保健の向上と福祉の増進を 図る。	室戸市	
各種がん検診促進事業 大腸がん検診など各種がん検診の受診率向上のため の事業を行う。		室戸市		

		各種予防接種促進事業 予防接種受診率向上のための事業を行う。	室戸市	
		健康診査体制拡充事業 75歳以上後期高齢者等実施 75歳以上後期高齢者等健診を実施するための体制作りを行う。	室戸市	
	高齢者・障害者福祉	重度心身障害児医療費助成事業	室戸市	
		高齢者保健福祉推進事業 高齢者の自立を支援し、各種介護サービスの質的向上に努め、高齢者が健康で生きがいを持って暮らせるための仕組み作り、安心して暮らせる環境作り、要介護にならないための介護予防の仕組み作りなどを推進する。		
		(1) 配食サービス事業 調理困難な高齢者、単身世帯へ週2回、食事を提供するとともに、利用者の安否確認を行い、在宅での生活安定を図る。	室戸市	
		(2) 移動入浴車派遣事業 寝たきりなど入浴困難な高齢者宅を移動入浴車で訪問し、入浴サービスを提供する。	室戸市社会福祉協議会	
		(3) 介護予防グループ支援事業(げんきクラブ) 家に閉じこもりがちな高齢者などに対して、通所による介護予防活動に取り組むことによって、社会的孤独感の解消や自立生活の助長を図る。	室戸市	
		(4) 高齢者生活支援事業 室戸市商工会「おとどけ屋」に委託し、市内高齢者等の買い物に支援が必要な方に対して、買い物代行や配送を行う。	室戸市	
		(5) 高齢者外出支援事業 市内中山間地域の高齢者等にタクシーチケット(バス停までの運賃の約2/3を補助)を交付し、外出支援につなげていく。	室戸市	
		(6) 地域老人クラブ活動支援事業 老人クラブ活動を通じて、地域との交流や研修会により高齢者の社会参加や生きがいづくり、高齢者の活動の活性化を図っていく。	室戸市老人クラブ連合会	
	健康づくり	世界一健康づくりが楽しめるまちプロジェクト 住み慣れた室戸のまちで、健康で生きがいをもって暮らせるよう、「世界一健康づくりが楽しめるまちづくり」事業に取り組んでいる。事業詳細「歩いて健康プログラム事業、とことこポイント事業、ウォーキングイベント事業、笑いで健康事業、食による健康づくり事業」	室戸市	
		室戸市あったかふれあいセンター事業 子どもから高齢者、障害や年齢を問わず、誰もが集える地域福祉の拠点として地域ニーズや課題に対応した活動を実施するとともに、各関係機関と連携し、障害者や高齢者等の訪問及び相談活動等を行う。	室戸市	
	その他	市社会福祉協議会補助金	室戸市	
		介護予防リーダー養成事業 介護予防活動に携わる人材育成のための研修会等を実施する。	室戸市	
		シルバー人材センター運営費補助金事業 中高年の社会参加や就労支援を行う室戸市シルバー人材センターに対して、事務局等運営費を補助し、活動支援が手厚く行えるよう支援する。	室戸市シルバー人材センター	

4. 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、室戸市公共施設等総合管理計画の基本方針に沿って、適切かつ効率的に整備・維持管理を行います。

第8章 医療の確保

1. 現況と問題点

(1) 救急医療

すべての市民が心身ともに健康な生活を送るために、市立診療所の整備等により地域包括ケアシステムの構築を図るとともに、救急医療体制の整備を行うなど高知県保健医療計画をふまえて適切に医療サービスを受けられる環境づくりに取り組めます。

本市においては、市内で唯一の救急告示病院が平成26年7月1日に告示を取り下げ、平成30年1月に閉院したことにより、救急患者の約99%が市外へ搬送されており、市外搬送者のうち20.9%が約80km離れた高知市内及びその周辺部に、54.3%が市中心部から約40kmの距離にある安芸市に、24%が約25kmの中芸地区に搬送されています。

第三次救急医療機関への搬送を必要とする重篤な患者などについては、ドクターヘリによる搬送が行われているものの夜間や悪天候時の飛行ができないことなどもあり、大半は救急車による搬送となっています。

しかし、唯一の幹線道路である国道55号は、台風の際には通行止めになる恐れがあることや、海岸線に沿ってカーブも多く、最も多く救急患者を搬送する県立あき総合病院までは1時間を要する現状となっています。

そのため救急患者への負担も大きく、救急隊員の観察や患者の搬送に支障をきたすこと等対策が必要な状況となっています。

表3 救急搬送件数

年 度	市 内	市 外	合 計
令和元年度	7 件 (0.6%)	1,083 件 (99.4%)	1,090 件
令和2年度	8 件 (0.8%)	923 件 (99.2%)	931 件

表4 救急搬送先

年 度	中芸地区	安芸市	高知市	南国市	その他	計
令和元年度	280件 (25.8%)	588件 (54.3%)	195件 (18.0%)	15件 (1.4%)	5件 (0.5%)	1,083件 (100%)
令和2年度	222件 (24.0%)	501件 (54.3%)	171件 (18.5%)	22件 (2.4%)	7件 (0.8%)	923件 (100%)

表5 ヘリ搬送先

年 度	中芸地区	安芸市	高知市	南国市	その他	計
令和元年度	0件 (0%)	8件 (14.2%)	48件 (85.7%)	0件 (0%)	0件 (0%)	56件 (100%)
令和2年度	0件 (0%)	13件 (30.9%)	28件 (66.6%)	0件 (0%)	1件 (2.3%)	42件 (100%)

(2) 地域医療

本市ではいずれの医療機関も小規模であり、外来については産婦人科・皮膚科等の専門科が無く、外科・小児科のように診療科目として掲げられている場合においても専門医が常駐せずに、一人の医師が総合的な対応をしています。

また、入院についても一般病床がないことから、外来と同様に市外の医療機関に頼らざるを得ない状況となっています。

地域医療を支える民間の医療機関においては、医師の高齢化や後継者等の問題により、既に複数の医療機関が廃院となっており、現在診療を行っている医療機関も、近い将来その存続自体も懸念されることから、現在、整備を進めている市立診療所の早期の開所とともに地域医療の維持充実に向けた対策が必要であると考えています。

2. その対策

(1) 救急医療

救急医療の確保について、市独自での対策は困難な状況ではありますが、ドクターヘリ事業の継続・充実にに対する要望を行うとともに、現在、整備を進めている市立診療所が開所となりましたら、診療時間内の軽症救急患者の受入により、患者負担及び救急隊の負担を少しでも軽減できるよう取り組むなど、誰もが安心して医療を受けられる環境づくりに努めます。

(2) 地域医療

地域医療について、今後も人口減少や市外医療機関への流出による患者数の減少が予測され、この状況が続けば、経営判断等による各医療機関の廃院も想定されることから、市では平成30年度に室戸市地域医療計画を策定し、地域の医療機関に対する支援や新たな市立診療所の整備に取り組んでいます。

また、高知大学医学部との連携によるICTを活用した医療介護連携ネットワークの構築や遠隔診療の実施に向けた取組みを推進し、地域包括ケアシステムの構築に重点をおいた施策を展開します。

3. 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設 診療所	医療確保事業 市立医療機関の整備	室戸市	
	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	県救急医療・広域災害情報システム運営事業(負担金) 県の救急医療・広域災害情報システムの費用を負担し、市民に医療機関情報を提供する。	高知県	
		救急医療施設運営事業(負担金) 救急医療施設運営事業により、休祝日の医療の確保を行う。	安芸郡 医師会	
		看護師確保事業 看護師確保補助金等により市内医療機関の看護師の確保を行う。	室戸市	
		医療確保事業 医療機関がない地域における医療の確保を行うため、民間医療機関への支援等を行い、地域医療の維持を図る。	室戸市	
		高知大学医学部との連携事業 ICTを活用した医療介護連携ネットワークの構築等を推進し、地域包括ケアシステムの構築に重点をおいた施策を展開する。	室戸市	

		市立診療所施設運営事業 市立診療所において安定的に医療を提供するため、適 正な運営を行い、地域医療の維持・充実を図る。	室戸市	
--	--	---	-----	--

4. 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、室戸市公共施設等総合管理計画の基本方針に沿って、適切かつ効率的に整備・維持管理を行います。

第9章 教育の振興

1. 現況と問題点

(1) 学校教育

保育、学校教育では、グローバル化や情報化など社会や経済が大きく変化する時代に生まれた子どもたちが、これからの時代を自立的に生きていくために、「確かな学力の定着」と「生きる力」を育む取り組みを行います。

また、自他を大切に思う気持ちや、豊かな情操、規範意識の育成に取り組むとともに、自分の生まれたまちに愛着と誇りを持ち、たくましく未来を切り拓く力を育む教育を推進します。さらに、地域の子どもたちを地域全体で育てるため、学校、家庭、地域の連携を強化します。

学校教育においては、「知・徳・体」の調和のとれた「ふるさとを愛し、心豊かでたくましく、生きる力を育む教育」を基本理念とし、教育の振興を図ります。

高度情報化、グローバル化の進展、科学技術の進歩と地球環境問題が深刻化する中で、子どもたちの基礎的・基本的な学力の定着を図るとともに、思考力・判断力・表現力を育成し、社会の変化に即応できる幅広い視野とコミュニケーション能力を持った、次代を担う子どもたちの「生きる力」の育成を進める必要があります。

少子高齢化が進展するなかで、いじめや不登校等の現代社会における様々な教育課題に対しては、本市においてもいじめの認知件数や不登校の出現率が高い状況が続いているため、学校、家庭、地域及び関係機関等とそれぞれが連携を図りながら、いじめの未然防止や新たな不登校を生まないための諸施策を推進することが必要です。

本市の小・中学校数は現在、小学校5校、中学校4校の計9校であり、過疎化や少子化により児童生徒数が減少する中、学校の適正規模・適正配置を検討する必要があります。

(2) 社会教育

文化・学習活動については、室戸市文化・芸術フェスティバル、室戸市美術展覧会などの文化イベント開催に加え、各種講座・教室の開催、公民館ではシルバーセミナーや世代間交流事業、サークル活動などを行い、市民が学習できる場や機会の提供などに取り組んでいます。公民館全体の利用者は少し増加していますが、公民館主催事業やクラブ、サークル活動等の参加者は年々減少傾向にあり、参加者の固定化や中間世代の参加不足等が課題となっています。

また、市民スポーツについては、公民館のホールや室戸勤労者体育センター、室戸市中央公園のほか、学校体育館や運動場の開放を行い、子どもから高齢者まで幅広い年代で様々なスポーツを愛好する人々が、それぞれの志向・レベルに合わせて気軽にスポーツを楽しんでいます。

一方で、高齢化などによるスポーツ指導者の人材不足や低年齢者のスポーツ離れなどが課題となっています。

(3) 人権教育

人権教育については、「人権教育推進講座」の開催や市民の生涯学習の場に直接出向いて行う「人権教育出前講座」の開催などにより、人権教育の推進を図っていますが、参加者の固定化や参加者が集まらないなどの課題があるため、引き続き人権啓発課との統合的な事業推進や、学校教育や社会教育をはじめ多くの機会を通して、人権教育を推進する必要があります。

2. その対策

(1) 学校教育

「チーム学校の構築」を継続し、学校経営計画に基づく組織マネジメント、授業改善や組織的な生徒指導に取り組みます。また、自ら学び、自ら考える力の育成や基礎的・基本的な内容の確実な定着を基盤として、プログラミング教育等デジタル社会に向けた情報活用力を身につけることに努めます。

また、体力向上、特別支援教育、防災教育等の強化や「国立室戸青少年自然の家」を利活用した体験活動に取り組みます。

さらに、児童生徒が主体となって心の結びつきや信頼関係の中で学びを進め、共同の活動を通して社会性を身につける「絆づくりの場」に取り組むことにより、いじめの未然防止や新たな不登校を生まないうよう努めます。

保育所・小学校・中学校・高等学校それぞれの連携強化により、幼少期から高等学校卒業まで一体的な学びの連続性を確保することに加え、学校・家庭・地域の連携・協働を推進することにより、地域全体で子どもたちを支え、見守り、育てる仕組みを構築します。

ア 学校教育内容の充実

- ・国、県の学力向上に係る補助事業、保・小・中の連携事業、外国語指導助手の派遣、特別支援教育などを推進し、子どもたちの学力の向上や外国語活動等の充実を図ります。
- ・「教育振興基本計画」を策定し、事業の見直しを図ります。
- ・保小中高の連携事業を推進し、室戸高校が特色ある高校となるよう支援体制を強め、地域で一体的な教育に努めます。
- ・GIGAスクール構想におけるICT機器等を用いた情報教育を推進します。

イ 家庭・学校・地域社会の連携教育の推進

- ・児童生徒の「ふるさと教育」を推進し、国立室戸青少年自然の家や室戸世界ジオパークセンター等を活用した自然体験学習を実施するとともに、家庭での基本的な生活習慣や学習習慣を身につけるように、PTA活動など地域との連携教育を推進します。
- ・地域学校協働本部や学校運営協議会を活用し、地域とともにある学校づくりを目指します。

ウ 教育環境の充実と施設整備

- ・教職員の資質や指導力の向上を図るために、研修会の充実に努めます。
- ・スクールガードリーダー巡回指導により不審者対策を実施し、児童生徒の安全管理を図ります。
- ・校舎等の非構造部材の耐震化を実施し、施設の整備を推進します。
- ・学校の適正規模・適正配置を検討し、学校施設等の適正な管理を推進します。
- ・GIGAスクール構想における教育のICT化に向けた環境整備を推進します。

エ 教育研究所各事業の充実

- ・各校の学力向上対策への支援を推進します。
- ・教職員の研修や学習支援のための指導資料の整備・充実に努めます。
- ・児童生徒の基礎学力の向上のための調査・分析に取り組みます。
- ・不登校児童生徒への適応指導に関する研究や支援を推進します。

(2) 社会教育

市民一人一人が生涯にわたって学び続ける環境を整備し、子どもから高齢者まで幅広い年代が自主

的・主体的に学習できる場や機会の提供など学習支援に努め、官民一体となった生涯学習の推進を図ります。

室戸市体育会、室戸市スポーツ少年団、NPO 法人むろとスポーツクラブと連携を図り、各種大会や教室を開催して、市民の健康増進や体力の維持・向上に取り組めます。また、指導者の人材確保に努めるとともに、引き続き関係団体と連携を図り、市民誰もが気軽にスポーツを親しむことができるような取り組みを進める必要があります。

(3) 人権教育

人権教育の推進について、人権尊重の精神を培うことを目的として、同和問題をはじめとした人権課題の早期解決に向けて、人権啓発課との統合的な事業推進や、学校教育や社会教育をはじめ多くの機会を通して、人権意識の高揚に努めます。

また、教育の機会均等を図り、文化の向上と社会の健全な発展に貢献できる人材の育成のため、高等学校以上の生徒に奨学資金、大学進学者に入学準備金を貸与し、家庭事情などで進学に不安を抱えている生徒の進路保障と経済的負担の軽減を図ります。

3. 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎	室戸市内中学校施設LED化事業 佐喜浜中学校、室戸小学校、吉良川小学校、 羽根中学校	室戸市		
		室戸市内小中学校施設整備事業	室戸市		
	屋内運動場	室戸市内小中学校施設非構造部材耐震化事業	室戸市		
		佐喜浜小学校体育館改修事業	室戸市		
		寄宿舎	室戸高校いさな寮生応援補助金事業 高校の魅力化に資することを目的として、学校の寄宿 舎後援会に対し、入寮している生徒の保護者が負担する 寮費の一部を補助することで、高知県立室戸高等学校の 生徒の確保と活性化を図る。	室戸市	
	教職員住宅		教職員住宅新築事業	室戸市	
			市内小中学校ICT支援事業	室戸市	
	(3) 集会施設、体育施設等 公民館	室戸岬公民館整備事業	室戸市		
		室戸市内公民館LED化事業	室戸市		
		図書館	室戸市立市民図書館LED化事業	室戸市	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 生涯学習・スポーツ		高校女子硬式野球大会補助金事業 地元県立高校には、県内でも数少ない女子硬式野球ク ラブがあり、野球大会を開催することにより、地元の活 性化と、交流人口の拡大を図る。	室戸市	
		生涯学習等推進体制の充実 生涯学習の地域拠点となる公民館活動の一環として、 世代間交流やシルバーセミナーなど、地域住民の学習の 機会を付与することを目的とした市民講座を開催する。	室戸市		

その他	<p>人権教育推進事業 人権教育推進講座等の開催により市民の人権意識の涵養と啓発を目指し、より良い人間関係を構築する。</p>	室戸市	
	<p>室戸高校通学費助成補助金事業 高知県立室戸高等学校全日制に通学する生徒のうち、路線バス又は自転車で通学する者の保護者に対し、通学又は自転車の購入に要する経費の一部を補助することにより、室戸高校の魅力化及び室戸高校への進学を促進を図る。</p>	室戸市	
	<p>公設塾運営委託事業 室戸高校の生徒を対象に、公設塾を開設し、室戸高校の魅力化及び生徒の確保と活性化を図る。</p>	室戸市	
	<p>教育版地域アクションプラン推進事業</p>		
	<p>(1) 学力アップ支援事業 授業改善に向けた取組みの推進や先進校視察研修等、各校の実践研究を支援し、児童生徒の学力向上を図る。また外国語教育の推進に取り組む。</p>	室戸市	
	<p>(2) 心身充実サポート事業 研究発表会を実施し、研究の成果を発信・普及することにより人権教育の実践研究の推進を図る。また、教育支援センターにおいて不登校児童生徒の学力向上と登校に向けた支援を行う。</p>	室戸市	
	<p>(3) 未来を切り拓く力育成事業 ICTを活用した学習やプログラミング教育の推進、保小中高の連携強化及び児童会、生徒会活動の活性化を図る。また、ジオパーク学習等に取り組み、室戸や地域のよさについて理解を深め、郷土を大切にすることを養う。</p>	室戸市	
	<p>室戸市内焼却炉解体撤去事業</p>	室戸市	
	<p>教員住宅解体撤去事業</p>	室戸市	
	<p>地域ぐるみの児童健全育成活動推進事業 放課後子どもプラン「放課後児童クラブ」「放課後子ども教室」は、令和3年4月現在、児童クラブ2校、子ども教室4校、放課後学習室2校が開設されており、全校区で地域学校協働本部事業を実施するなど、地域ぐるみで子どもたちの安心安全な学び場や居場所づくりを推進する。</p>	室戸市	
<p>コミュニティ施設整備事業 各種団体が行うコミュニティ施設整備に対して、必要な補助金を交付することにより、地域振興の促進に寄与するもの。</p>	室戸市		

4. 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、室戸市公共施設等総合管理計画の基本方針に沿って、適切かつ効率的に整備・維持管理を行います。

第10章 集落の整備

1. 現況と問題点

集落は、本市を形成する基本単位であり、豊かな自然環境や様々な地域資源・伝統文化にも恵まれています。若年層の流出や高齢化、コミュニティ不足により、その機能は年々低下し、集落を維持することが困難となっている地域が増加してきています。

本市にとって集落機能の維持・再生は喫緊の課題であり、それぞれの集落の規模や状況に応じた取り組みを行うことが必要であり、それらの住民が引き続き、生まれ育った地域で安心して暮らし続けることができるよう、集落の日常生活を支える仕組みづくり、集落をみんなで支え合う仕組みづくり、集落活性化に繋がる仕組みづくり、生活環境施設の整備などを一体的に推進していきます。

本市には128の集落(行政区としての集落)がありますが、一部の地域を除き人口の流出が続き、就業者の高齢化ともあいまって、地域の活力が失われ過疎化が急速に進行しています。

特に、20世帯以下の集落数は中山間部を中心に、平成27年が23集落(18.0%)で、令和3年も23集落となっており増加はしていないもの、依然として地域社会を維持するうえで、各集落内の世帯数の減少は非常に大きな問題となっています。

また、高齢化比率が40%を超える集落は、令和3年4月末で111集落あり、その内50%以上は77集落もあり、この傾向は今後も上昇すると考えられます。

今後は、住民との話し合いを持ち、地域の課題やニーズなどの実情を的確に把握し、役割分担を明確にして、地域住民との協働により集落の維持・再生を目指した仕組みづくりが必要となります。

有害鳥獣による農林作物被害については、水稻、野菜、果樹、森林等に対しイノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、カラス等の野生鳥獣による食害や踏み倒し、樹木剥皮等の被害が顕著になっています。

被害は生息の拡大に伴い県内全域に及び、広域化と同一作物に対する加害鳥獣の複数化が進んでおり、その要因は、農山村地域の過疎化や高齢化に伴う農林業の生産活動の低下、耕作放棄地の増加や野生鳥獣の生息頭数の増加によるものです。

有害鳥獣の狩猟捕獲頭数は増加傾向にはあるものの、高齢化により狩猟免許登録者が減少しています。

2. その対策

① 集落をみんなで支え合う仕組みづくり

集落内のリーダーの育成とともに、集落を外部から支援していく人材を活用しながら地域のあるべき姿について、地域住民とともに協議し、行動、実践できる仕組みづくりを支援します。

② 集落の日常生活を支える仕組みづくり

地域で食料品などの生活物資が確保できるよう、既存の移動販売等を継続するための取り組みや住民同士の支え合いなどによる仕組みづくりを支援するとともに、高齢者等の通院や買い物などの多様なニーズに対応するための移動手段の確保などに取り組みます。

また、給水施設が不十分な地域には、施設の改修や維持管理を支える仕組みづくりを行います。

③ 集落活性化に繋がる仕組みづくり

中山間地域等直接支払交付金制度や多面的機能支払交付金制度等により、集落の維持、強化に取り組み、ソフト・ハード両面にわたり支援を行います。

また、産業づくりに繋がる地域住民やグループ等を支援するため、生産や流通、販売に至るまでを支援するサポート体制を構築します。

地域の伝統文化、芸能の伝承、スポーツ・レクリエーションなどのコミュニティ活動に支援・連携します。

④ 生活環境施設の整備

生活道については、幹線道路の整備とともに、車両等の通行に支障をきたさないよう維持管理に努めます。さらに、治山、治水及び地震、津波、高潮に対する海岸保全、砂防関係事業などの積極的な取組みにより、自然災害を未然に防止するなど、住民が快適で潤いのある、安心して生活ができるような環境づくりを推進します。

⑤ 鳥獣被害対策の推進

鳥獣被害の軽減及び防止対策については、猟友会、鳥獣保護員、農業協同組合、農業委員会、森林組合等と連携して、有害鳥獣被害対策協議会を組織し取り組んでいます。

また、被害多発時期には有害鳥獣駆除予察班を設置し効果的な捕獲を進めるとともに、広報紙などで狩猟免許試験を周知することで取得の啓発に努め、狩猟者の高齢化・担い手不足の解消を図ることとともに、農作物等への被害を防止するための進入防止柵等の整備を促進します。

3. 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	集落維持・再生支援事業 集落に支援員を配置し、地域住民と集落のあり方の話し合いを重ね、人口・世帯数の動向、通院・買い物の状況、他の集落との連携状況など集落の点検の実施、集落の現状・課題・今後のあり方など維持・活性化対策や集落活動センター事業などについて取り組む。	室戸市	
		鳥獣被害緊急対策事業 中山間地域で深刻化している有害鳥獣等の防除対策を実施し、農作物への被害、生活被害の軽減により、地域住民が安心して生活できる環境の保全を図る。	室戸市	
		(1) 有害鳥獣捕獲対策事業	室戸市	
		(2) 防護柵等設置事業	室戸市	

4. 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、室戸市公共施設等総合管理計画の基本方針に沿って、適切かつ効率的に整備・維持管理を行います。

第11章 地域文化の振興等

1. 現況と問題点

本市の持つ有形・無形の文化財、祭りや郷土芸能、歴史的町並みなどの保存・整備等を行い、地域の活性化のために活用し、観光資源など新たな魅力へとつなげるとともに、次世代に継承する仕組みづくりに努めます。

本市には、歴史的・文化的遺産が数多くあり、特色ある伝統文化が継承されているとともに捕鯨に関する資料や吉良川の町並み（重要伝統的建造物群保存地区）が残っています。

また、魚供養と豊漁祈願の行事が始まりとされる「シットロト踊り」、鎌倉時代の猿楽や田楽の要素を残す御田八幡宮の「御田祭り」、県下で唯一「にわか」継承の佐喜浜八幡宮の秋祭り、椎名の太刀踊りや御輿洗い、中川内の獅子舞いなど各地区で数多くの郷土芸能や祭りが継承されています。

こうした郷土芸能や祭りは、先人の喜びや祈りなどが、そのまま歌や踊りとなって伝えられてきたもので、歴史的文化的な遺産や伝統文化を継承するとともに、地域資源、観光資源として有効に活用し、地域の活性化につなげていくことが必要であります。

2. その対策

捕鯨や鯨文化については、「鯨の里・室戸」をキャッチフレーズに、関係資料をキラメッセ室戸鯨館に展示するとともに、新たな歴史的資料等の収集に努め、さらに土佐室戸勇魚太鼓の活用など鯨の文化と歴史を誇る鯨の里づくりに取り組み全国に情報を発信します。

吉良川の町並みについては、保存計画に基づいて、美しい町並みの復元、保存に努めるとともに、保存地区の案内等の機能を持つ吉良川まちなみ館を中心とした町並みの活用にも努めます。

また、学芸員等による伝統文化や郷土芸能、祭り等の体系的及び映像・書籍等による保存や保護を行うとともに、後継者の育成を行い地域から活気とにぎわいが失われないように努め、それらを活かしたまちづくりに取り組み観光資源としても活用して行きます。

3. 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等 その他	重要伝統的建造物群保存地区保存事業 伝建物修理88 非伝建物修景32	室戸市	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	伝統芸能等保存事業 少子高齢化、過疎化による地域の伝統芸能等の継続が困難になりつつある現状を改善するため、郷土芸能や祭りの活動に補助を行い、後継者育成などの保存の取組みを進め、地域活性化を図る。	室戸市	

4. 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、室戸市公共施設等総合管理計画の基本方針に沿って、適切かつ効率的に整備・維持管理を行います。

第12章 再生可能エネルギーの利用の促進

1. 現況と問題点

近年、地球温暖化に伴う気候変動等の影響による自然災害の増加・激甚化など、全国的に環境問題が深刻化してきており、脱炭素化の考えを踏まえた低炭素循環型社会の構築など、環境への意識、関心が高まっています。また、過疎地域の発展のためには、エネルギーの安定供給の確保、環境負荷の軽減、地域内の経済循環等が重要となっています。

本市としてもそれらを踏まえて、一般住宅への太陽光発電システム設置に対する補助の継続を図り、公共施設への太陽光発電システム設置を検討していく必要があります。

そのため、地域特性に応じ、自然エネルギーを利用するための施設等の整備やエネルギーの地産地消のための取組み、多様な主体等との連携により、恵み豊かな自然を将来の世代に引き継ぐとともに、環境と経済の好循環による活力ある地域形成を図る必要があります。

2. その対策

市民に対し、一般住宅への太陽光発電システム設置に対する補助の継続及び普及啓発を図ります。また、併せて公共施設における再生可能エネルギーの導入を推進します。

3. 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	太陽光発電システム設置費補助金事業	室戸市	

4. 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画では、室戸市公共施設等総合管理計画の基本方針に沿って、適切かつ効率的に整備・維持管理を行います。

添付 事業計画（令和3年度～令和7年度）

過疎地域持続的発展特別事業分【再掲】

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 地域間交流	地域間交流事業 友好都市及び首都圏・関西圏等との交流事業、ふるさと納税や地域おこし協力隊等を活用した関係人口の創出・拡大の他、若者の出会いの場の創出などの交流事業	室戸市及び室戸市友好交流協会	
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	農業推進事業		
		(1) こうち農業確立総合支援事業 農業者の組織する団体や認定の農業者が推進する農業生産活動等に係る農業振興施策に要する経費について補助を行い、各地域の特性を活かした環境に優しい農業の確立につなげる。	JA高知県認定農業者	
		(2) 環境保全型農業推進事業 環境保全型農業を実践する農業者や農業協同組合等の育成支援、技術、機械の導入、有機JAS認定取得等の経費について補助を行い、病害虫駆除栽培を普及促進し、化学農薬の低減を図り安全安心な食料生産活動に努める。	生産者組織	
		(3) 担い手支援事業 就農希望者(研修生)及び研修生受入農家等に補助を行うことにより、新たな農業の担い手を確保する。	室戸市	
		(4) 園芸用ハウス整備事業 農業協同組合が行うレンタルハウス等の整備に要する経費について、補助を行うことにより、本市農業の柱である施設園芸農業の一層の振興を図る。	JA高知県	
		林業推進事業		
		(1) 特用林産業就業者研修支援事業 特用林産業の新規就業希望者(研修生)及び市内の研修生受入生産者等に対して補助を行い、新たな特用林産業の担い手を確保し、地域林業の振興を図る。	室戸市	
		(2) 緊急間伐総合支援事業 小面積でも山仕事を続ける中小規模森林所有者を支援するとともに、間伐の実施に要する経費について補助を行い、森林の持つ公益的機能の維持増進に努め、雇用の確保を図る。	芸東森林組合	
		(3) 森林整備地域活動支援交付金事業 森林の有する多面的機能が十分に発揮できるよう、森林経営計画等により計画的かつ適切な森林整備の促進を図るための地域における活動を支援する。	森林所有者等	
		水産業推進事業		
		(1) 新規漁業就業支援事業 漁業組合等が行う新規漁業者の育成・確保、漁船リース、漁業体験研修などの事業に補助を行い、漁業後継者の育成、UIJターン者等の漁村への受入れの促進、新規就業時における初期投資の負担軽減による円滑な就業促進を図る。 就業者生活支援、指導者報償、漁船リース	高知県漁業協同組合	
		(2) 沿岸漁業等経営育成資金利子補給補助金事業 沿岸漁業等の経営資金の融通を円滑にするため、利子の一部を補助することにより、その経営の育成と維持安定を図る	高知県漁業協同組合	
		(3) 漁業近代化資金利子補給補助金事業 漁業者等に対する施設資金等融通を円滑にするため、利子の一部を補助することにより、漁業者等の資本整備の高度化・近代化を図る。	高知県漁業協同組合	

		(4) アオリイカ産卵床設置事業費補助金事業 高知県漁業協同組合が実施するアオリイカ産卵床設置事業に対して補助を行い、水産業において商品価値の高いアオリイカの水揚量の増加を図る。	高知県漁業協同組合	
		(5) 稚魚放流事業 沿岸漁業の漁獲量は年々減少しており、資源の確保のため稚魚(イサギ)やトコブシを放流することにより、漁獲量の確保につなげる。	室戸市	
		(6) 沿岸漁業者設備投資促進事業 漁協が実施する漁業用設備を沿岸漁業者にリースする事業に対して補助金を交付し、沿岸漁業者の経営改善と漁業振興を図る。	高知県漁業協同組合	
	商工業・6次産業化	ふるさと室戸応援寄附金事業 寄附者の方々に応援したいと思っただけのように室戸の魅力を発信することや返礼品の開発等により寄附額の増加に取組むとともに、返礼品提供事業者の事業拡大や商品開発等の効果的な支援及び事業者同士のつながりの構築等により、更なる地産外商の推進や雇用の創出及び市内の経済全体の活性化を図る。	室戸市	
		水産物販売拡大支援事業 室戸市水産物の認知度向上及び水産物の販売拡大を図るために漁業組合等が実施するPR活動に要する経費や6次産業化の取組みに要する経費について補助し、室戸市水産物等の価値向上を図る。	高知県漁業協同組合	
		室戸市商工会運営補助金事業 市内における商工業の総合的な改善発達を図り、社会一般の福祉の増進に資するため、室戸市商工会が行う事業に要する経費を補助する。	室戸市商工会	
		地域商品券発行事業 「室戸市プレミアム付き商品券発行事業」を継続して取組み、購買意欲を促すことによる事業者の販売意欲の向上や新商品開発のきっかけ、空き店舗を活用した創業などのきっかけとするなど地域経済の活性化を図る。	室戸市	地域内の経済循環を高め、消費の落ち込みを食い止めるとともに、新たな消費需要を喚起することで、事業者の意欲の向上や新規創業を促進するものであり、地域経済の持続的な発展に資するものである。
	その他	森林病虫害等防除事業 松くい虫及びカシナガキクイムシによる松及びカシ類の被害を防除し、森林環境を保全するため被害木の伐倒駆除(薫蒸)及び樹幹注入を実施。	室戸市	
		鯨館推進事業 捕鯨で栄えた町、室戸の歴史を様々な道具や資料で紹介している鯨資料館を活用することにより、地域の活性化と交流人口の拡大を図る。	財室戸青少年育成会	
		室戸岬健康マラソン大会補助金事業 県内外の方が黒潮寄せる室戸岬の海岸の景観を楽しみながら走ることにより、健康・体力づくりを行うとともにランナー達と交流・親睦を図る。	室戸岬健康マラソン実行委員会	地域住民や県内外からの参加者約1000人の健康の増進を図るとともに、参加者による宿泊等の経済効果も大きく、交流人口の拡大にも繋がるものであり、過疎地域の持続的な発展に資する事業である。
		室戸勤労者体育センター指定管理者委託事業	むろとスポーツクラブ	
		吉良川まちなみ拠点施設推進事業 重要伝統的建造物群保存地区に選定された吉良川地区にある吉良川まちなみ館を町並みについての資料の展示や休憩等に活用することにより、交流人口の拡大を図る。	NPO法人吉良川町並み保存会	

		<p>むろとまるごと産業まつり実行委員会補助金事業 長年築き上げてきた歴史、文化、産業、観光等の魅力を市内外へ発信するため、むろとまるごと産業まつりに要する経費を補助する。</p>	むろとまるごと産業まつり実行委員会	室戸市の歴史、文化、産業、観光等の魅力を市内外へ発信し、新たな需要の掘り起こしや観光客の増加につなげるとともに、事業者の意欲を向上させ、更なる産業の振興を図るものであり、地域経済の持続的な発展に資する事業である。
		<p>体験型観光推進事業 個人宅での体験民泊の修学旅行受入や農林水産業の体験型観光の受入のための講習会等、受入態勢の整備等を行う。</p>	室戸市	
		<p>室戸市観光協会補助金事業 観光地と地場製品の紹介宣伝、観光施設の充実改善を図り、観光事業の振興及び産業、経済、文化の発展に期するため実施する、観光関連事業に要する経費を補助する。</p>	室戸市観光協会	
		<p>観光振興事業(高知県東部観光協議会負担金) 高知県東部9市町村で構成する高知県東部観光協議会が実施する各市町村連携の観光PRや観光周遊コースの作成、修学旅行の誘致等により、地域の活性化と交流人口の拡大を図る。</p>	室戸市	
		<p>室戸ジオパークトライアスロン補助金事業 トライアスロン大会を通して、本市の情報発信や交流人口の拡大を図るため、大会に要する経費を補助する。</p>	室戸ジオパークトライアスロン実行委員会	多世代の交流を促進し、地域の共助の基盤をつくるとともに、県内外からの参加者約500人による宿泊等の経済効果も大きく、交流人口の拡大にも繋がるものであり、過疎地域の持続的発展に資する事業である。
		<p>ふるさと室戸まつり運営補助金事業 室戸市の文化、歴史、産業等を広く全国に情報発信し、市内はもとより県内外からの集客を図り、人と人との交流を中心とした地域の活性化を目指す観光イベント事業に要する経費を補助する。</p>	ふるさと室戸まつり実行委員会	多世代の交流を促進し、地域の共助の基盤をつくるとともに、参加者約3000人による飲食等の経済効果も大きく、交流人口の拡大にも繋がるものであり、過疎地域の持続的発展に資する事業である。
		<p>夕陽ヶ丘キャンプ場推進事業 屋外活動の拠点施設として市民の保健及び休養に資するとともに、利用者の利便性の向上と交流人口の拡大を図る。</p>	室戸市観光協会	
		<p>ジオパーク推進事業 室戸の地質や地形が、平成20年12月に「日本ジオパーク」に、平成23年9月に「世界ジオパーク」に認定されている。今後も遊歩道、駐車場、国道の表示板、観光案内板などの基盤整備を進めるとともに、ガイド養成講座の開催、大学・研究機関の巡検誘致、小中高校生の学習の充実、イベント・シンポジウムの開催などの事業を推進することにより、国外を含めた観光客の増加につなげ、地域の活性化を図る。</p>	室戸ジオパーク推進協議会	
		<p>室戸海洋深層水体験交流センター推進事業 地域資源である室戸海洋深層水の温水プールやレストランなどを備えた「室戸海洋深層水体験交流センター」(シレストむろと)は、日世通商株式会社が指定管理者となり、市民の健康づくりとともに、交流人口の拡大による地域の活性化を図っている。室戸市の健康づくりの拠点として施設の魅力化・整備を行うとともに、施設運営に伴う雇用の創出を図る。</p>	日世通商株式会社 R5～ 合同会社 ウェルネスむろと	

		観光交流人口拡大推進事業		
		(1) 恋人の聖地活用事業 平成22年4月、「室戸岬」の灯台や乱礁遊歩道、展望台からの眺望などが、NPO法人地域活性化支援センターの「恋人の聖地」に選定され、“癒し”・“伝説”・“縁起”を組み合わせて、若者のカップルや家族連れをターゲットとした、室戸の魅力在全国に発信し、観光客の増加を図る。また、恋人の聖地観光協会市町村長会の地方自治体連携により、都道府県の枠を超え、コロナ後の新しい生活様式に則した、SNS等新たな情報発信方法の確立と効果的なシティブロモーションを実現する。	室戸市	
		(2) ドルフィンセンター推進事業 イルカ飼育を活用した観光交流人口の拡大促進による地域の活性化を図ることを目的として設置された「室戸ドルフィンセンター」の魅力化を図り、交流人口の増加による、地域への経済波及、指定管理制度者での施設運営に伴う雇用の創出を図る。	株式会社 日本ドルフィンセンター	
		(3) AMA地域連携推進事業 四国東南部の安芸市・室戸市・徳島県阿南市が、県を越えた広域かつ戦略的な観光・地域振興を図るため設立した協議会へ補助を行い、観光協会、商工会議所等の団体と協働で、各種事業の実施や情報発信を推進し、観光客誘致に努め、新たな地域ブランドの形成を図る。	AMA 地域連携 推進協議会	
		(4) むろと廃校水族館推進事業 海洋生物の飼育展示等による交流人口の拡大促進による地域の活性化を図ることを目的として設置された「むろと廃校水族館」の魅力化を図り、交流人口の増加による、地域への経済波及、指定管理制度者での施設運営に伴う雇用の創出を図る。	特定非営利活動法人 日本ウミガメ協議会	
		(5) MUROTO base55推進事業 自然体験及び滞在型観光による交流人口の拡大促進による地域の活性化を図ることを目的として設置された宿泊施設「MUROTO base55」の魅力化を図り、交流人口の増加による、地域への経済波及、指定管理制度者での施設運営に伴う雇用の創出を図る。	炭玄	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	公共交通活性化支援事業 公共交通利用促進事業	室戸市	
		公共交通活性化支援事業 公共交通運行委託事業	室戸市	
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 生活 防災・防犯	生活環境施設整備事業費補助金	室戸市	
		防災計画策定事業(地域防災計画見直し) 国や県の防災対策を踏まえながら、本市の実情に即した災害対応を実施するために、地域防災計画の見直しを適宜行う。	室戸市	
		防災計画策定事業(物資配送計画) 国や県、協定先から送られてくる支援物資を円滑に受け入れ、避難所に速やかに配送するための体制や配送方法等の考え方を示した物資配送計画を策定する。	室戸市	
		防災計画策定事業(受援計画) 災害時における他地方公共団体からの応援職員等の受け入れを中心とした人的応援に関する受援計画を策定する。	室戸市	
		要配慮者対策推進事業 高齢者や障害者など避難行動に支援を要する方々の名簿を作成し、本人からの同意を得て、平常時から避難支援者に情報を提供し、災害に備える。また、個別に緊急連絡先や支援者の選定、避難経路などを定めた個別計画を策定する。	室戸市	

6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	学習支援事業 貧困の連鎖の防止のため市内中学生・高校生に対する学習支援教室を週5回行う。	室戸市	
		母子家庭自立支援教育訓練事業・高等職業訓練促進給付金事業 就職を希望するひとり親家庭の父母の雇用の促進を図るため、就業経験、技能及び資格の取得状況並びに労働市場の状況等を勘案して、教育訓練を受けることが適職に就くために必要と認められる者に対し、教育訓練の講座等に係る給付金を支給する。経済的な安定を図るための特定の資格取得に関して必要な費用に対し給付金を支給する。	室戸市	
		ひとり親家庭医療費助成事業 ひとり親家庭に対して医療費(自己負担分)を助成することによりひとり親家庭の生活の安定と福祉の増進を図る。	室戸市	
		乳幼児等医療費助成事業 0～15歳に達する日以降における最初の3月末日までの乳幼児及び児童の医療費(自己負担分)を全額助成することにより、これらの者の保健の向上と福祉の増進を図る。	室戸市	
		各種がん検診促進事業 大腸がん検診など各種がん検診の受診率向上のための事業を行う。	室戸市	
		各種予防接種促進事業 予防接種受診率向上のための事業を行う。	室戸市	
		健康診査体制拡充事業 75歳以上後期高齢者等実施 75歳以上後期高齢者等健診を実施するための体制作りを行う。	室戸市	
	高齢者・障害者福祉	重度心身障害児医療費助成事業	室戸市	
	高齢者保健福祉推進事業 高齢者の自立を支援し、各種介護サービスの質的向上に努め、高齢者が健康で生きがいを持って暮らせるための仕組み作り、安心して暮らせる環境作り、要介護にならないための介護予防の仕組み作りなどを推進する。			
	(1) 配食サービス事業 調理困難な高齢者、単身世帯へ週2回、食事を提供するとともに、利用者の安否確認を行い、在宅での生活安定を図る。	室戸市		
	(2) 移動入浴車派遣事業 寝たきりなど入浴困難な高齢者宅を移動入浴車で訪問し、入浴サービスを提供する。	室戸市 社会福祉協議会		
	(3) 介護予防グループ支援事業(げんきクラブ) 家に閉じこもりがちな高齢者などに対して、通所による介護予防活動に取り組むことによって、社会的孤独感の解消や自立生活の助長を図る。	室戸市		
	(4) 高齢者生活支援事業 室戸市商工会「おとどけ屋」に委託し、市内高齢者等の買い物に支援が必要な方に対して、買い物代行や配送を行う。	室戸市		
(5) 高齢者外出支援事業 市内中山間地域の高齢者等にタクシーチケット(バス停までの運賃の約2/3を補助)を交付し、外出支援につなげていく。)	室戸市			
(6) 地域老人クラブ活動支援事業 老人クラブ活動を通じて、地域との交流や研修会により高齢者の社会参加や生きがいづくり、高齢者の活動の活性化を図っていく。	室戸市 老人クラブ連合会			

	健康づくり	世界一健康づくりが楽しめるまちプロジェクト 住み慣れた室戸のまちで、健康で生きがいをもって暮らせるよう、「世界一健康づくりが楽しめるまちづくり」事業に取り組んでいる。事業詳細「歩いて健康プログラム事業、とことこポイント事業、ウォーキングイベント事業、笑いで健康事業、食による健康づくり事業」	室戸市	
	その他	室戸市あったかふれあいセンター事業 子どもから高齢者、障害や年齢を問わず、誰もが集える地域福祉の拠点として地域ニーズや課題に対応した活動を実施するとともに、各関係機関と連携し、障害者や高齢者等の訪問及び相談活動等を行う。	室戸市	
	その他	市社会福祉協議会補助金	室戸市	
	その他	介護予防リーダー養成事業 介護予防活動に携わる人材育成のための研修会等を実施する。	室戸市	
	その他	シルバー人材センター運営費補助金事業 中高年の社会参加や就労支援を行う室戸市シルバー人材センターに対して、事務局等運営費を補助し、活動支援が手厚く行えるよう支援する。	室戸市 シルバー 人材 センター	
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	県救急医療・広域災害情報システム運営事業(負担金) 県の救急医療・広域災害情報システムの費用を負担し、市民に医療機関情報を提供する。	高知県	
		救急医療施設運営事業(負担金) 救急医療施設運営事業により、休祝日の医療の確保を行う。	安芸郡 医師会	
		看護師確保事業 看護師確保補助金等により市内医療機関の看護師の確保を行う。	室戸市	
		医療確保事業 医療機関がない地域における医療の確保を行うため、民間医療機関への支援等を行い、地域医療の維持を図る。	室戸市	
		高知大学医学部との連携事業 ICTを活用した医療介護連携ネットワークの構築等を推進し、地域包括ケアシステムの構築に重点をおいた施策を展開する。	室戸市	
		市立診療所施設運営事業 市立診療所において安定的に医療を提供するため、適正な運営を行い、地域医療の維持・充実を図る。	室戸市	
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 生涯学習・スポーツ	高校女子硬式野球大会補助金事業 地元県立高校には、県内でも数少ない女子硬式野球クラブがあり、野球大会を開催することにより、地元の活性化と、交流人口の拡大を図る。	室戸市	
	その他	生涯学習等推進体制の充実 生涯学習の地域拠点となる公民館活動の一環として、世代間交流やシルバーセミナーなど、地域住民の学習の機会を付与することを目的とした市民講座を開催する。	室戸市	
	その他	人権教育推進事業 人権教育推進講座等の開催により市民の人権意識の涵養と啓発を目指し、より良い人間関係を構築する。	室戸市	
	その他	室戸高校通学費助成補助金事業 高知県立室戸高等学校全日制に通学する生徒のうち、路線バス又は自転車で通学する者の保護者に対し、通学又は自転車の購入に要する経費の一部を補助することにより、室戸高校の魅力化及び室戸高校への進学を促進を図る。	室戸市	

		<p>公設塾運営委託事業 室戸高校の生徒を対象に、公設塾を開設し、室戸高校の魅力化及び生徒の確保と活性化を図る。</p>	室戸市	
		<p>教育版地域アクションプラン推進事業</p> <p>(1) 学力アップ支援事業 授業改善に向けた取組みの推進や先進校視察研修等、各校の実践研究を支援し、児童生徒の学力向上を図る。また外国語教育の推進に取り組む。</p> <p>(2) 心身充実サポート事業 研究発表会を実施し、研究の成果を発信・普及することにより人権教育の実践研究の推進を図る。また、教育支援センターにおいて不登校児童生徒の学力向上と登校に向けた支援を行う。</p> <p>(3) 未来を切り拓く力育成事業 ICTを活用した学習やプログラミング教育の推進、保小中高の連携強化及び児童会、生徒会活動の活性化を図る。また、ジオパーク学習等に取り組み、室戸や地域のよさについて理解を深め、郷土を大切にすることを養う。</p> <p>(4) 人権教育推進事業 研究指定校を定め、人権学習の取組み・理解を深め、研究授業発表・地域交流等を行い人権意識の啓発浸透を図る。</p>	室戸市	
		室戸市内焼却炉解体撤去事業	室戸市	
		教員住宅解体撤去事業	室戸市	
		<p>地域ぐるみの児童健全育成活動推進事業 放課後子どもプラン「放課後児童クラブ」「放課後子ども教室」は、令和3年4月現在、児童クラブ2校、子ども教室4校、放課後学習室2校が開設されており、全学校区で地域学校協働本部事業を実施するなど、地域ぐるみで子どもたちの安心安全な学び場や居場所づくりを推進する。</p>	室戸市	
		<p>コミュニティ施設整備事業 各種団体が行うコミュニティ施設整備に対して、必要な補助金を交付することにより、地域振興の促進に寄与するもの。</p>	室戸市	
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	<p>集落維持・再生支援事業 集落に支援員を配置し、地域住民と集落のあり方の話し合いを重ね、人口・世帯数の動向、通院・買い物の状況、他の集落との連携状況など集落の点検の実施、集落の現状・課題・今後のあり方など維持・活性化対策や集落活動センター事業などについて取り組む。</p> <p>鳥獣被害緊急対策事業 中山間地域で深刻化している有害鳥獣等の防除対策を実施し、農作物への被害、生活被害の軽減により、地域住民が安心して生活できる環境の保全を図る。</p> <p>(1) 有害鳥獣捕獲対策事業</p> <p>(2) 防護柵等設置事業</p>	室戸市	
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	<p>伝統芸能等保存事業 少子高齢化、過疎化による地域の伝統芸能等の継続が困難になりつつある現状を改善するため、郷土芸能や祭りの活動に補助を行い、後継者育成などの保存の取組みを進め、地域活性化を図る。</p>	室戸市	
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	太陽光発電システム設置費補助金事業	室戸市	